

申命記

イ書九・一・一〇・二三
四・七
口民一・三・二六 申九
二二三
ハ民三三・三八
二民三一・三四・三三
書 チ創一二・七、一五、又創一五・五 申一〇
一八、一七・七、八
二六・四、二八・二三
ル母後二四・三
ト出一九・一 民一〇 リ出一八・一八 民
チ創一五・五、二二
カ出一八・二一 民
一一・六、一七

第一章 是はモーセがヨルダンの此旁の曠野紅海に對する平野に在てバラン、トベル、ラバン、ハゼロテ、シバルネアに至るには十一日路あり

第四十年の十一月にいたりその月の一日にモーセはイスラエルの子孫にむかひてエホバが彼等のために自己に授けたまひし命令を悉く告たり

是はモーセがヘシボンに住るアモリ人の王シホン及びエデレイのアシタロテに住るバシヤンの王オグを殺したる後なりき 即ちモーセ、ヨルダンの此旁なるモアブの地においてこの律法を解明することを爲し始めたり曰く 我らの神エホバ、ホレブにて我らに告て言たまへり汝らはこの山に居こと日すでに久しう汝ら身を轉らして途に進みアモリ人の山に往き其に鄰れる處々に往き平野 山地 窪地 南の地 海邊 カナン人の地レバノンおよび大河ユフラテ河に到れ 我この地を汝らの前に置り入てこの地を獲よ是はエホバが汝らの先祖アブラハム、イサク、ヤコブに誓ひて之を彼らとその後の子孫に與へんと言たまひし者なりと

彼時我なんぢらに語りて言り我は一人にては汝らをわが任として負ことあたはず 一〇汝らの神エホバ汝らを衆多ならしめたまひたれば汝ら今日は天空の星のごとくに衆し 一一願くは汝らの先祖の神エホバ汝らをして今あるよりは千倍も多くならしめ又なんぢらに約束せしごとく汝らを祝福たまはんことを 一二我一人にては争で汝らを吾任となしまた汝らの重負と汝らの争競に當ることを得んや 一三汝らの支派の中より智慧あり知識ありて人に識れたる人々を簡べ我これを汝らの首長となさんと 一四時に汝ら答へて言り汝が言ところの事を爲は善しと

是をもて我汝らの支派の首長なる智慧ありて人に知れたる者等を取て汝らの首長となせり即ち之をもて千人の長百人の長五十人の長十人の長となしまだ汝らの支派の中の官吏となせり 一六 また彼時に我汝らの士師等に命じて言り汝らその兄弟の中の訴訟を聞き此人と彼人の間を正しく審判くべし他國の人においても然り 一七汝ら人を

見て審判すべからず小さき者にも大なる者にも聽べし人の面を懼るべからず審判は神の事なればなり汝らにおいて断定がたき事は我に持きたれ我これを聽ん 一八 我かの時に汝らの爲べき事をことごとく汝らに命じたりき

我等の神エホバの我等に命じたまひしどくに我等はホレブより出たち汝らが見知るかの大なる畏しき曠野を通アモリ人の山を指てカデシバルネアに至れり 二〇 時に我なんぢらに言り汝らは我らの神エホバの我らに與へたまへるアモリ人の山に至れり 二一 視よ汝の神エホバこの地を汝の前に置たまふ汝の先祖の神エホバの汝に言たまふごとく上り往てこれを獲よ懼るゝなかれ猶豫なかれと 二二 汝らみな我に近りて言り我等人を我らの先に遣してその地を伺察しめ彼らをして返て何の途より上るべきか何の邑々に入べきかを我らに告しめんと 二三 こ

の言わが目に善と見ければ我汝らの中より十二人の者を取り即ち一の支派より一人宛なりき 二四 彼等前みゆきて山に登りエシコルの谷にいたり之を伺ひ 二五 その地の菓物を手に取てわれらの許に持くだり我らに復命して言り我等の神エホバの我等に與へたまへる地は善地なりと

然るに汝等は上り往ことを好まずして汝らの神エホバの命令に背けり 二六 すなはち汝らその天幕にて咬きて言りエホバわれらを惡むが故に我らをアモリ人の手に付して滅ぼさんとてエジプトの國より我らを導き出せり 二七 我等は何方に往べきや我らの兄弟等は言ふその民は我らよりも大にして身長たかく邑々は大にしてその石垣

ニ八

ニ九

ニ一〇

ニ一一

ニ一二

ニ一三

ニ一四

ニ一五

ニ一六

一・二一　ソ出一四・一四、二五　何一・一・三　徒一三　七八・一四　詩九五・一
尼四・二〇　四・二一、三四・四　ヤ民一四・三〇　コ羅七・一五、一六　羅
タ民一三・二八　ツ出一九・四　申三二　ネ詩一〇六・三四　猶　二〇・六　マ民ニセ・一八・一九
レ書ニ・一　・一、二一　寶四六　五　申二・一四・一五　ノ民一四・二四　申三一・七・二三　九・一
・三・四・六三・九　ナ出一三・二一　詩　ウ民一四・二二・二三　オ民二〇・一・二七　・二一　エ民一四・二五
母前一六・ケ民一四・三一　母前一六・ケ民一四・三一　テ民一四・四〇

二九　は天に達る我らまたアナクの子孫を其處に見たりと斯いひて我らの氣を挫けりと　時に我なんぢらに言り怖る
三〇　勿れ懼るゝなかれ　三〇　汝らに先ち行たまふ汝らの神エホバ、エジプトにおいて汝らの爲に汝らの目の前にて諸の
三一　事をなしたまひし如く今まで汝らのために戰ひたまはん　三一　曠野においては汝また汝の神エホバが人のその子を
三二　抱くが如くに汝を抱きたまひしを見たり汝らが此處にいたるまでその路すがら常に然ありしなりと　三二　この言を
三三　なせども汝らはなほその神エホバを信ぜざりき　三三　エホバは途にありては汝らに先ちゆきて汝らが營を張べき處
三四　を尋ね夜は火の中にあり晝は雲の中にありて汝らの行べき途を示したまへる者なり

三五　エホバ汝らの言語の聲を聞いて怒り誓て言たまひけらく　三五　この惡き代の人々の中には我が汝らの先祖等に
三六　與へんと誓ひしかの善地を見る者一人も有ざるべし　三六　只エフンネの子カルブのみ之を見るを得ん彼が踐た
三七　りし地をもて我かれとかれの子孫に與ふべし其は彼まつたくエホバに従ひたればなり　三七　エホバまた汝らの故を
三八　もて我をも怒て言たまへり汝もまた彼處に入ことを得ず　三八　汝の前に侍るヌンの子ヨシユアかしこに入べし彼に
三九　力をつけよ彼イスラエルをして之を獲しむべし　三九　また汝等が掠められんと言たりしその汝らの子女および當日
四〇　になほ善惡を辨へざりし汝らの幼兒等彼ら即ちかしこに入べし我これを彼らに與へて獲さすべし　四〇　汝らは身を
めぐらし紅海の途より曠野に進みいるべしと

四一　然るに汝ら對て我にいへり我等はエホバにむかひて罪を犯せり然ばわれらの神エホバの凡て我らに命じた
四二　まへるがごとく我ら上りゆきて戰はんと汝らおののおの武器を身に帶て輕々しく山に登らんとせり　時にエホバ

われに言たまひけるは汝かれらに言へ汝ら上りゆくなかれ又戰ふなけれ我なんぢらの中間に居ざればなり汝ら恐らくはその敵に打敗られんと われかく汝らに告たるに汝ら聽すしてエホバの命令に背き自擅に山に登りたり四三
四四しが その山に住るアモリ人汝等にむかひて出きたり蜂の驅がごとくに汝らを驅ちらしなんぢらをセイルに打敗りてホルマにおよべり 四五 斯りしかばなんぢら還りきたりてエホバの前に哭きたりしがエホバなんぢらの聲を四五
四六 聽たまはず汝らに耳を傾むけたまはざりき 四六 是をもてなんぢらは日久しくカデシに居りなんぢらが其處に居たる日數のごとし

第一章 斯て我らは身を轉らしエホバの我に命じたまへる如く紅海の途より曠野に進みいりて日久しくセイル山を行めぐりたりしが 一 = エホバつひに我に告て言たまはく 二 汝等はこの山を行めぐること既に久し今よりは北に轉りて進め 三 汝また民に命じて言へ汝らはセイルに住るエサウの子孫なる汝らの兄弟の境界を通らんとす彼らはなんぢらを懼れん汝ら深く自ら謹むべし 四 彼らを攻る勿れ彼らの地は足の跡に踐ほどをも汝らに與へじ其は我セイル山をエサウにあたへて産業となさしめたればなり 五 汝ら金をもて彼らより食物を買って食ひまた金をもて彼らより水をもとめて飲め 六 汝の神エホバ汝が手に作ところの諸の事において汝をめぐみ汝がこの大なる曠野を通るを看そなはしたまへり汝の神エホバこの四十年のあひだ汝とともに在したれば汝は乏しき所あらざりしなり 七 我らつひにセイル山に住るエサウの子孫なる我らの兄弟を離れてアラバの路を通りエラテとエジオンゲベルを經て

轉りてモアブの曠野の路に進みいれり

時にエホバわれに言たまひけるはモアブ人をなやますなけれ

申九・二 レ民二一・二二、一三 ツ民一四・三三、二六 三四、三五 結二〇 六・二六
タ申二・二二 劍一四 二三 六・二六
・六、三六・二〇 ソ民一三・二六
ネ民一四・三五 申一 ナ封七八・三三、一〇 ム劍一四・五

ウ申二・一〇 二〇一三〇 中二 七
井劍三六八 一二
ノ劍一四・六、三六・オ劍一〇・一四 慶九
ヤ書二三・三

ク耶二五・二〇
ヤ書二三・三

また之を攻て戰ふなれ彼らの地をば我なんぢらの産業に與へじ其は我ロトの子孫にアルをあたへて産業となさ
しめたればなりと 一〇 (昔エミ人こゝに住り是民は大にして數多くアナク人のごとくに身長高かり 二 アナク人
ミとおなじくレバインと呼なされたりしがモアブ人はこれをエミ人とよべり 三 ホリ人もまた昔セイルに住をりし
がエサウの子孫これを逐滅し之にかはりて其處に住りイスラエルがエホバに賜はりしその産業の地になせるが如
し) 一三 茲に汝等今たちあがりゼレデ川を涉れとありければ我らすなはちゼレデ川を涉れり 一四 カデシバルネア
を出てよりゼレデ川を涉るまでの間の日は三十八年にしてその代の軍人はみな亡果て營中があらずなりぬエホバ
のかれらに誓ひたまひし如し 一五 誠にエホバ手をもて之を攻めこれを營中より滅ぼしたまひければ終にみな亡は
てたり

一六 かく軍人みなその民の中より死亡たる時にあたりて 一七 エホバ我に告て言たまひけらく 一八 汝は今日モア
ブの境なるアルを通らんとす 一九 汝アンモンの子孫に近く時に之をなやます勿れ之を攻るなれアンモンの子孫
の地は我これを汝らの産業に與へじ其は我これをロトの子孫にあたへて産業となさしめたればなり 二〇 (是もま
たレバインの國とよびなされたり昔レバインこゝに住ゐたればなりアンモン人はかれらをザムズミ人とよべり
ミこの民は大にして數多くアナク人のごとくに身長たかかりしがエホバ、アンモン人の前に之を滅ぼしたまひ
ミたればアンモン人これを逐はらひて之にかはりて住り 二一 その事はセイルに住るエサウの子孫の前にホリ人を滅
ぼしたまひしが如し彼らはホリ人を逐はらひ之にかはりて今日まで其處に住をるなり 二二 カフトルより出たるカ
フトリ人はまたかの村々に住ひてガザにまで到るところのアビ人を滅ぼし之にかはりて其處に居る) 二三 なな
汝ら起

あがり進みてアルノン河を涉れ我ヘシボンの王アモリ人シボンとこれが國を汝らの手に付す進んで之を獲よ彼を攻て戰へ 今日我一天下の國人に汝を畏ぢ汝を懼れしめん彼らは汝の名聲を聞て慄ひ汝の爲に心を苦めんと茲に我ケデモテの曠野よりヘシボンの王シボンに使者をおくり和好の言を述しめたり云く 我に汝の國を通らしめよ我は大路を通りて行ん右にも左にも轉らじ 汝金をとりて食物を我に賣て食はせ金をとりて水を我にあたへて飲せよ我はたゞ徒步にて通らんのみ セイルに住るエサウの子孫とアルに住るモアブ人とが我になしたる如くせよ然せば我はヨルダンを濟りて我らの神エホバの我らに賜ひし地にいたらんと 然るにヘシボンの王シボンは我らの通ることを容さざりき是は汝の神エホバ彼を汝の手に付さんとてその氣を頑梗しその心を剛復にしたまひたればなり今日見るが如し 時にエホバ我に言たまひけるは視よ我いまシボンとこれが地を汝に與へんとす進んでその地を獲て汝の産業とせよと 茲にシボンその民をことごとく率ゐて出きたりヤハヅに於て戰ひけるが 我らの神エホバ彼をわれらに付したまひたれば我らかれとその子等とその一切の民を擊殺せり その時に我らは彼の邑々を盡く取りそなへてその一切の邑の男女および兒童を滅して一人をも遺さざりき 只そこの家畜および邑々より取たる掠取物は我らこれを獲て自分の物となせり アルノンの河邊のアロエルおよび河の傍なる邑よりギレアデにいたるまで我らの攻取がたき邑とては一もあらざりき我らの神エホバこれを盡くわからに付したまへり 第アンモンの子孫の地ヤボク川の全岸山地の邑々など凡てわれらの神エホバが我らの往を禁じたまへる處には汝いたらざりき

イ民二・二三・一四	ハ申二・〇・一〇	二三・三・四	主一一	ヌ申一・八	カリ二七・二八	申七	レ創三二・二二	民
士一一・一八、二一	ニ民二・一・二一、二二	・一七、一八	ル民二・一・二三	二、二六	二一・二四	申三		
口出一五・一四、一五	士一一・二九	ト民二・一・二三	一六	ヨ申三・二二、四・四	一六			
申一一・二五	書二	ホ民二・〇・一九	チ書一一・二〇	ヲ申七・二・二〇・一六	一六			
・九、一〇		ヘ民二・〇・一八	申リ出四・二一	ワ民二・一・二四	申八	書一・三・九	ソ申二・五・九、一九	ツ民二・一・三三
				二九・七		タ詩四四・三		二九・七

ネ申一・四
ナ民二一・三四
ラ民二一・三五

ム王上四・一三
ウ申二・二四
五・一〇、一一、一
井申四・四八
詩二九
オ申四・四九

ク書一三・五、一三・マ摩ニ・九
ケ母後ニニ・二六耶
四九・二
エ書一三・三九

コ民三二・三三
ニ・一、六・一三・八

第三章

斯てわれら身をめぐらしてバシヤンの路に上り行けるにバシヤンの王オグその民をことごとく率ゐ出てエデレイに戦はんとせり　時にエホバわれに言たまひけらく彼を懼るゝなけれ我かれとその一一切の民とその地とを汝の手に付さん汝かのヘシボンに住たるアモリ人の王シホンになせし如く彼に爲べしと我らの神エホバすなはちバシヤンの王オグとその一切の民を我らの手に付したまひしかば我ら之を擊ころして一人をも遺さゞりき　四　その時に我らこれが邑々をことごとく取り取ざる邑は一も有ざりきその取る邑は六十是すなはちアルゴブの地にしてバシヤンにおけるオグの國なり　五　この邑々はみな高き石垣あり門あり關ありて堅固なりき外にまた石垣あらざる邑甚だ多くありき　六　我らはヘシボンの王シホンになせし如く之を滅しその一切の邑の男女および兒童をことごとく滅せり　七　惟その一切の家畜とその邑々よりの掠取物とはこれを獲てわれらの物となせり　八　その時我らヨルダンの此旁の地をアルノン河よりヘルモン山までアモリ人の王二人の手より取り　九　（ヘルモンはシドン人これをシリオンと呼びアモリ人これをセニルと呼ぶ）　一〇　すなはち平野の一切の邑ギレアデの全地バシヤンの全地サルカおよびエデレイなどバシヤンに於るオグの國をことごとく取り　一〇　彼のレバイムの遺れる者はバシヤンの王オグ只一人なりき彼の寢臺は鐵の寢臺なりき是は今なほアンモンの子孫のラバにあるに非ずや人の時によれば是はその長九キユビトその寛四キユビトあり

一二　その時に我らこの地を獲たりしがアルノン河の邊なるアロエルよりの地とギレアデの山地の半とその中の邑々とは我これをルベン人とガド人に與へたり　一三　またオグの國なりしギレアデの殘餘の地とバシヤンの全地とは我これをマナセの半支派に與へたりアルゴブの全地すなはちバシヤンの全體はレバイムの國と稱へらる　一四　マ

ナセの子ヤイルはアルゴブの全地を取てゲシユルの境界とマアカの境界にまで至り自分の名にしたがひてバシャンをハラテヤイルと名けたりその名今日にいたる。またマキルには我ギレアデを與へルベン人とガド人にはギレアデよりアルノン河までを與へその河の眞中をもて界となしなしまだアンモンの子孫の地の界なるヤボク河に至りまたアラバおよびヨルダンとその邊の地をキンネレテよりアラバの海すなはち鹽海まで之にあたへて東の方ピスガの麓にいたる。

一八 その時我なんぢらに命じて言り汝らの神エホバこの地を汝らに與へて産業となさしめたまへば汝ら軍人は身をよろひて汝らの兄弟なるイスラエルの子孫に先立ちて涉りゆくべし。但し汝らの妻と子女と家畜は我が汝らに與へし邑に止るべし我なんぢらが衆多の家畜を有を知なり。エホバなんぢらに賜ひしごとく汝らの兄弟にも安息を賜ひて彼らもまたヨルダンの彼旁にて汝らの神エホバにたまはるところの地を獲て産業となすに至らば汝らおのれの我なんぢらに與へし産業に歸るべし。かの時に我ヨシニアに命じて言り汝はこの一人の王に汝らの神エホバのおこなひたまふ所の事を目に視たりエホバまた汝が往くところの諸の國にも斯のごとく行ひたまはん汝これを懼るゝ勿れ汝らの神エホバ汝らのために戰ひたまはんと

一九 當時われエホバに求めて言り主エホバよ汝は汝の大なる事と汝の強き手を僕に見することを始めたまへり天にても地にても何の神か能なんぢの如き事業を爲し汝のごとき能力を有んや。願くは我をして涉りゆかしめヨルダンの彼旁なる美地美山およびレバノンを見ることを得させたまへと。然るにエホバなんぢらの故をもて我を怒り我に聽ことを爲たまはずエホバすなはち我に言たまひけるは既に足りこの事を重て我に言なけれ

ソ民二〇・一二・二七
二四 申一・三七
三一・六、三二・五
一、五二、三四・四
詩一〇六・三二

ツ民二七・一二
ナ申四・四六、三四・六
ラ利一九・三七、二〇 ム申一・二・三二 詩一
八、二二・三一 中・七 錄三〇・六 傳

申一・三八、三一
二〇・一・八・一 結
一一・一・三 默二二 弗伯二八・二八 詩
二八、一・九
三、七
・一、九
四
ウ民二五・四 詩二二
一七
詩一〇六・ノ母後七・二三
オ詩四六・一、一四五

ク詩四・二三
ヤ詩三・一、三、四・二
一

ニセ 汝・ビスガの嶺にのぼり目を擧て西北南東を望み汝の目をもて其地を觀よ汝はヨルダンを濟ることを得ざるべければなり
ニハ 汝ヨシュアに命じ之に力をつけ之を堅うせよ其はこの民を率ゐて涉りゆき之に汝が見る
ニホ ところの地を獲さする者は彼なればなりと
ニホ かくて我らはペテペオルに對する谷に居る

第四章

今イスラエルよ我が汝らに教ふる法度と律法を聽てこれを行へ然せば汝らは生ることを得汝らの先祖の神エホバの汝らに賜ふ地にいりて之を産業となすを得べし
ニホ 我が汝らに命ずる言は汝らこれを増しまたは減すべからず我が汝らに命ずる汝らの神エホバの命令を守るべし
ニホ 我が汝らに命ずる人々は汝の神エホバことごとく之を汝らの中間より滅し去たまひしが
ニホ 汝らの神エホバに附て離れざりし汝等はみな今日までも生ながらへ居る
ニホ 我はわが神エホバの我に命じたまひし如くに法度と律法を汝らに教へ汝らをしてその往て獲ところの地において之を行はしめんとせり
ニホ 然ば汝ら之を守り行ふべし然する事は國々の民の目の前において汝らの智慧たり汝らの知識たるなり彼らこの諸の法度を聞いて言んこの大なる國人は必ず智慧あり知識ある民なりと
ニホ われらの神エホバは我らがこれに顧もとむるに常に我らに近く在すなり何の國人か斯のごとく大にして神これに近く在すぞ
ニホ また何の國人か斯のごとく大にして今日我が汝らの前に立つてこの一切の律法の如き正しき法度と律法とを有るぞ

九 汝深く自ら慎み汝の心を善く守れ恐くは汝その目に覗たる事を忘れん恐くは汝らの生存らふる日の中に其

一。 等の事汝の心を離れん汝それらの事を汝の子汝の孫に教へよ 一〇汝がホレブにおいて汝の神エホバの前に立る日にエホバわれに言たまひけらく我ために民を集めよ我これに吾言を聽しめ之をしてその世に存らふる日の間我を畏るゝことを學ばせまたその子女を教ふることを爲しめんとすと 二 是において汝らは前みよりて山の麓に立ちけるが山は火にて焼てその燄は中天に冲り暗くして雲あり黒雲深かりき 三 時にエホバ火の中より汝らに言ひたまひしが汝らは言詞の聲を聞く而已にて聲の外は何の像をも見ざりし 四 エホバすなはち其契約を汝らに述べ汝我に命じて汝らに法度と律法を教へしめたまへり是すなはち十誡にしてエホバこれを一枚の石の板に書したまふ 五 カの時にエホバ我に命じて汝らに法度と律法を教へしめたまへり是汝らにその往て獲ところの地にて之を爲しめんとてなりき

六 ホレブにおいてエホバ火の中より汝らに言ひたまひし日には汝ら何の像をも見ざりしなり然ば汝ら深く自ら慎み 七 道をあやまりて自己のために偶像を刻む勿れ物の像は男の形にもあれ女の形にもあれ凡て造るなかれ即ち地の上にをる諸の獸の像空に飛ぶ諸の鳥の像 地に匍ふもろもろの物の像地の下の水の中に居る諸の魚の像など凡て造る勿れ 八 汝目をあげて天を望み日月星辰など凡て天の衆群を觀誘はれてこれを拜み之に事ふる勿れ是は汝の神エホバが一天下の萬國の人々に分ちたまひし者なり 九 エホバ汝らを取り汝らを鐵の爐の中すなはちエジプトより導きいだして自己の產業の民となしたまへること今日のごとし 二 然るにエホバなんぢらの故によりて我を怒り我はヨルダンを濟りゆくことを得ずまた汝の神エホバが汝の產業に賜ひしその美地に入ことを得ずと誓ひたまへり 三 我はこの地に死ざるを得ず我はヨルダンを濟りゆくことあたはずなんぢらは濟

ウ申三・二五 来一二・二九 賽一・三 未六・二 一三
 井申四・九 ク出二〇・五 申六・フ利二六・三三 二詩一一五・四、五
 ノ申四・一六 出二〇 一五 賽四三・八 申二八・六二・六四 一三五・一五、一六
 四五 才出二四・一七 申九 マ王下一七・一七 申二八・六四 一四
 三 賽三三・一四 ケ申三〇・一八・一九 二六・一九 耶一六 申三〇・一二・三
 一
 りゆきて之を獲て産業となすことを得ん 申三 なんぢ みづか つ・し なんぢ 汝ら自ら慎み汝らの神エホバが汝らに立たまひし契約を忘れて汝の
 神エホバの禁じたまふ偶像など凡て物の像を刻むことを爲なけれ 二四 なんぢ かふ 汝の神エホバは燐蓋す火嫉妬神なり
 五 汝ら子を擧け孫を得てその地に長く居におよびて若し道をあやまりて偶像など凡て物の像を刻み汝の神エ
 六 ホバの惡と觀たまふ事をなしてその震怒を惹おこすことあらば 二五 なんぢ かふ 我今日天と地を呼て證となす汝らはかならず
 七 せん そのヨルダンを濟りゆきて獲たる地より速かに滅亡うせん汝らはその上に汝らの日を永うする能はず必ず滅びう
 八 エホバなんぢらを國々に散したまふべしエホバの汝らを逐やりたまふ國々の中に汝らの遺る者はその數
 九 寡なからん 其處にて汝らは人の手の作なる見ことも聞ことも食ふことも嗅こともなき木や石の神々に事へん
 十 但しました其處にて汝その神エホバを求むるあらんに若し心をつくし精神を盡してこれを求めなば之に遇ん
 一 後の日にいたりて汝艱難にあひて此もろもろの事の汝に臨まん時に汝もしその神エホバにたち歸りてその言
 二 にしたがはゞ 汝の神エホバは慈悲ある神なれば汝を棄ず汝を滅さずまた汝の先祖に誓ひたりし契約を忘れ
 三 たまはざるべし
 三 試に問へ汝の前に過さりし日神が地の上に人を造りたまひし日より已來天の此極より彼極までに曾て斯の
 四 ごとき大なる事ありしや是のごとき事の聞えたる事ありしや 三三 かつ ひとかづ 曾て人神が火の中より言ふ聲を汝らが聞るごと
 五 くに聞いて尙生る者ありしや 汝らの神エホバがエジプトにおいて汝らの目の前にて汝らの爲に諸の事を爲たま
 ひし如く曾て試探と徵證と奇蹟と戰爭と強き手と伸たる腕と大なる恐嚇をもて來りこの民をかの民の中より領い

三五 ださんとせし神ありしや 汝にこの事を示しはエホバはすなはち神にしてその外には有ことなしと汝に知し
めんがためなりき 汝を數へんためにエホバ天より汝に聲を聞しめ地に於てはまたその大なる火を汝に示した
三六 まへり即ち汝はその言の火の中より出るを聞り エホバ汝の先祖等を愛したまひしが故にその後の子孫を選び
三七 大なる能力をもて親ら汝をエジプトより導き出したまひ 汝よりも大にして強き國々の民を汝の前より逐はら
三八 ひ汝をその地に導きいりて之を汝の產業に與へんとしたまふこと今日のごとくなり 然ば汝今日知て心に
三九 思念べし上は天下は地においてエホバは神にいましその外には神有ること無し 今日わが汝に命するエホバの
法度と命令を守るべし然せば汝と汝の後の子孫祥を得汝の神エホバの汝にたまふ地において汝その日を永う
するを得て驅なからん

四一 斯てモーセ、ヨルダンの此旁日の出る方において邑三を別てり 是素より怨なきに誤りて人を殺せる者
四二 をして其處に逃れしむる爲なり其邑の一に逃るゝ時はその人生命を全うするを得べし 即ち一は曠野の内の
四三 平野にあるベゼル是はルベン人のためなり一はギレアデのラモテ是はガド人のためなり一はバシヤンのゴラン是
はマナセ人のためなり

四四 モーセがイスラエルの子孫の前に示し、律法は是なり イスラエルの子孫のエジプトより出たる後モー
四五 セこの誠命と法度と律法を之に述たり 即ちヨルダンの此旁なるアモリ人の王シホンの地にありベテペオルに
四六 對する谷に於て之を述たりシホンはヘシボンに住をりしがモーセとイスラエルの子孫エジプトより出きたりし後
四七 これを撃ほろぼして 之が地を獲またバシヤンの王オグの地を獲たり彼ら二人はアモリ人の王にしてヨルダン

カ民二一・三五 申三
・三四

ヨ申二・三六、三・一ニ
タ申三・九 詩一三三 ツ太一三・一七
レ申三・一七

ソ出一九・五 申四
タ申三・九 詩一三三 ツ太一三・一七
ナ出二〇・ニ 加三

ム出二〇・二 利二六
・一 申六・四 詩
ナ出二〇・ニ 加三
ヘ一・一〇

ノ出一九・六、三・一ニ
・二 申六・四 詩
ノ出三四・七
マ出二〇・八
オ耶三二・一八 但九

マ出二三・一ニ、三五
・二 結二〇・一

四八 の此旁日の出る方に居り 四八 その獲たる地はアルノン河の邊なるアロエルよりヘルモンといふシオン山にいたり

四九 ヨルダンの此旁すなはちその東の方なるアラバの全部を括てアラバの鹽海に達し、ビスガの麓におよべり

一 茲にモーセ、イスラエルをことごとく召て之に言ふイスラエルよ今日我がなんぢらの耳に語ると
ニ ころの法度と律法とを聽きこれを學びこれを守りて行へよ
三 と契約を結びたまへり
四 この契約はエホバわれらの先祖等とは結ばずして我ら今日此に生存へをる者と結びた
五 まへり
六 エホバ山において火の中より汝らと面をあはせて言ひたまひしが
七 たちてエホバの言を汝らに傳へたり汝ら火に懼れて山にのぼり得ざりければなり

八 汝わが面の前に我の外何物をも神とすべからず
九 汝自己のために何の偶像をも彫むべからず又上は天にある者下は地にある者ならびに地の下の水の中にあ
十 る者の何の形狀をも作るべからず
十一 之を拜むべからず之に事ふべからず我エホバ汝の神は嫉む神なれば我を惡
一一 む者にむかひては父の罪を子に報いて三四代におよぼし
一二 我を愛しわが誠命を守る者には恩恵を施して千代にいたるなり

一一 汝の神エホバの名を妄に口にあぐべからずエホバは己の名を妄に口にあぐる者を罰せではおかざるべし
一二 安息日を守りて之を聖潔すること汝の神エホバの汝に命ぜしことくすべし
一三 六日があひだ勞きて汝の

四

一切の業を爲べし 七日は汝の神エホバの安息なれば何の業務をも爲べからず汝も汝の男子女子も汝の僕婢も汝の牛驢馬も汝の諸の家畜も汝の門の中にをる他國の人も然り斯なんぢ僕婢をして汝とおなじく息ましむべし 汝誌ゆべし汝かつてエジプトの地に奴隸たりしに汝の神エホバ強き手と伸べたる腕とをもて其處より汝を導き出したまへり是をもて汝の神エホバなんぢに安息日を守れと命じたまふなり

五

一六 汝の神エホバの汝に命じたまふごとく汝の父母を敬へ是汝の神エホバの汝に賜ふ地において汝の日の長からんため汝に祥のあらんためなり 一七 汝殺す勿れ 一八 汝姦淫する勿れ 一九 汝盜むなけれ 二〇 汝その隣に對して虚妄の證據をたつる勿れ 二一 汝その隣人の妻を貪るなけれまた隣人の家田野僕婢牛驢馬ならびに凡て汝の隣人の所有を貪るなけれ

六

二二 是等の言をエホバ山において火の中雲の中黒雲の中より大なる聲をもて汝らの全會衆に告たまひしが此外には言ことを爲す之を一枚の石の版に書して我に授けたまへり 二三 時にその山は火にて燒をりしが汝ら黑暗の中よりその聲の出るを聞におよびて汝らの支派の長および長老等我に進みよりて 二四 言けるは視よ我らの神エホバその榮光とその大なる事を我らに示したまひて我らその聲の火の中より出るを聞り我ら今日エホバ人と言ひたまふてその人の尙生るを見る 二五 我らなんぞ死にいたるべけんや此大なる火われらを焼ほろぼさんとするなり我らもし此上になほ我らの神エホバの聲を聞ば死べし 二六 凡そ肉身の者の中誰か能く活神の火の中より言ひたまふ聲を我らのごとくに聞てなほ生る者あらんや 二七 請ふ汝進みゆきて我らの神エホバの言たまふところを都て聽き

イ創二・二 出一六・八申四・三四、三七 本申四・四〇 一 二 哈二・九 路
二九・三〇 來四・四 二出二〇・一二 太五 チ出二〇・一五 罗 一三・一五 第七
口申一五・一五、一六 一九・三 申二七・二一
・二二、二四・一八、一六 第六・二・三 ト出二〇・一四 路
二三 西三・二〇 一八・一一〇 雅二・二
一八・一一〇 一七・米二 二八 申四・一三
ヨ申一八・一六

一 二 哈二・九 路
テ出二〇・一八・一九 タ申四・三三
七・一三・九
カ申四・三三 壬一三
一三・九
ワ出一九・一九
レ出二〇・二九 來
一ニ・一九
ソ申一八・一七

ツ申三三・二九	詩	ナ申四・四〇	ウ申一〇・一一	詩	一二・一	ク申四・四〇	靈三・ケ賽四二・八	可一二	二二・三七	可一二	九・一一、九八	歲三
ハ一・一三	祭四八	ラ加三・一九	一九・六	耶七	オ出二〇・二〇	申	一九・三二	約一七	三〇路	一〇・二七	三	歲五一七
二八	太二三・三七	ム申一七・二〇	二八	二三	路一・六	一一一・一〇	一〇・一二、一三	詩	ヤ創一五、五、二二	・三	哥前八・四、六	エ申一一・一八、三二
路一九・四二	・一四	書一・七	井申四・四〇	フ王下二三・二五	・四六	詩三七・三	テ申四・九、一、一九	詩七八・四、五、六	一七	コ申一〇・一二	太	一、四〇・八、一
ネ申一一・一	二三・六	箴四・二七	ノ申四・一、五、三一	ハ・一	傳一二・一三	マ出三・八	コ申一〇・一二	瑪六・四	八	マ出三・八	コ申一〇・一二	弗六・四

我らの神エホバの汝に告給ふところを都て我らに告よ我ら聽て行はんと

ニ八 エホバなんぢらが我に語れる言の聲を聞いてエホバ我に言たまひけるは我この民が汝に語れる言の聲を聞き
ニ九 彼らの言ところは皆善し 只願しきは彼等が斯のごとき心を懷いて恒に我を畏れ吾が誠命を守りてその身もそ
ニ十 の子孫も永く福祉を得にいたらん事なり ニ〇 汝ゆきて彼らに言へ汝らおののその天幕にかへるべしと 然ど
ニ十一 汝は此にて我傍に立て我なんぢに諸の誠命と法度と律法とを告しめさん汝これを彼らに教へ我が彼らに與へて
ニ十二 産業となさしむる地において彼らこれを行はしむべしと ニ一 然ば汝らの神エホバの汝等に命じたまふごとくに
ニ十三 汝ら謹みて行ふべし右にも左にも曲るべからず ニ二 汝らの神エホバの汝らに命じたまふ一切の道に歩め然せば
ニ十四 汝らは生ることを得かつ福祉を得て汝らの産業とする地に汝らの日を長うすることを得ん

一 是すなはち汝らの神エホバが汝らに教へよと命じたまふところの誠命と法度と律法にして汝ら
ニ がその濟りゆきて獲ところの地にて行ふべき者なり ニ二 是は汝と汝の子および汝の孫をしてその
ニ 生命ながらある日の間つねに汝の神エホバを畏れしめて我が汝らに命するその諸の法度と誠命とを守らしめん
ニ ため又なんぢの日を永からしめんための者なり ニ三 然ばイスラエルよ聽て謹んでこれを行へ然せば汝は福祉を獲
ニ 四 汝の先祖の神エホバの汝に言たまひしとく乳と蜜の流るゝ國にて汝の數おほいに増ん
ニ べを愛すべし 今日わが汝に命する是らの言は汝これをその心にあらしめ 勸て汝の子等に教へ家に坐する

八 時も路を歩む時も寝る時も興る時もこれを語るべし 汝ハまたこれを汝の手に結びて號となし汝の目の間におきて記メモとなし 九また汝の家の柱と汝の門に書記すべし

一〇 汝の神エホバその汝の先祖アブラハム、イサク、ヤコブにむかひて汝に與んと誓ひたりし地に汝を入れしめん時は汝をして汝が建たる者にあらざる大なる美しき邑々を得させ 一一汝が盈せるに非る諸の佳物を盈せる家を得させ汝が堀たる者にあらざる堀井を得させ汝が植えしにあらざる葡萄園と橄欖の樹とを得させたまふべし汝は食ひて飽ん 一二然る時は汝謹め汝をエジプトの地奴隸たる家より導き出し、エホバを忘る勿れ 一三汝の神エホバを畏れてこれに事へその名を指て誓ふことをすべし 一四汝ら他の神々すなはち汝の四周なる民の神々に従ふべからず 一五汝らの中にいます汝の神エホバは嫉妬神なれば恐くは汝の神エホバ汝にむかひて怒を發し汝を地の面より滅し去たまはん

一六 汝マツサにおいて試みしことく汝の神エホバを試むるなかれ 一七汝らの神エホバの汝らに命じたまへる誠命と律法と法度とを汝ら謹みて守るべし 一八汝エホバの義と視善と視たまふ事を行ふべし然せば汝福祉を獲かつエホバの汝の先祖に誓ひたまひしかの美地に入てこれを産業となすことを得ん 一九エホバまたその言たまひし如く汝の敵をことごとく汝の前より逐はらひたまはん

二〇 後の日に至りて汝の子なんちに問てこの汝らの神エホバが汝らに命じたまへるためなるやと言ば 二一汝その子に告て言べし我らは昔エジプトにありてペロの奴隸たりしがエホバ強き手をもて我らをエジプトより導き出したまへり 二二即ちエホバわれらの日の前において大なる畏るべき徵と奇蹟をエジプ

ツ申六・二 二八
 ネ申一〇・一三 一〇・一三
 三五・七、八 三三・二
 三九 五
 ナ申四・一、八・一 一四
 四一・二 路一〇・一
 二二・三
 ウ創一五・一九 出 民三三・五二 申 ク出三三・三二、三四
 二〇・一六、一七 書 一四・一五・一六
 六・一七、八・二四、士二・一
 九・三四、一〇・二
 一〇・一四、一三・一
 八・四〇、一一・一
 九・一八、士一・二四
 一・一、ニ
 ノ申七・二三、二三
 九・二四、一〇・二
 一〇・一四、一三・一
 二、被前二・九
 工申一〇・二二
 三
 ナ申一〇・二二
 一・一、ニ
 二、五五、七二、七
 路一・五五、七二、七
 三

トとバロとその全家とに示したまひ 我らを其處より導き出して其曾て我等の先祖に誓ひし地に我らを入れて之を我らに與へたまへり 而してエホバ我らにこの諸の法度を守れと命じたまふ是われらをして我らの神エホバを畏れて常に幸ならしめんため又エホバ今日のごとく我らを守りて生命を保たしめんとてなりき 我らもしその命ぜられたるごとく此一切の誠命を我らの神エホバの前に謹んで守らば是われらの義となるべしと

第七章

一 汝の神エホバ汝が往て獲べきところの地に汝を導きいり多の國々の民ヘテ人ギルガシ人アモリ人カナン人ペリジ人ヒビ人エブス人など汝よりも數多くして力ある七の民を汝の前より逐はらひたまはん時 すなはち汝の神エホバかれらを汝に付して汝にこれを擊せたまはん時は汝かれらをごとく滅すべし彼らと何の契約をもなすべからず彼らを憚むべからず 三 また彼らと婚姻をなすべからず汝の女子を彼の男子に與ふべからず彼の女子を汝の男子に娶るべからず 四 其は彼ら汝の男子を惑はして我を離れしめ之をして他の神々に事へしむるありてエホバこれがために汝らにむかひて怒を發し俄然に汝を滅したまふにいたるべきればなり 五 汝らは反て斯かれらに行ふべし即ちかれらの壇を毀ちその偶像を打摧きそのアシラ像を斫たふし火をもてその雕像を焚べし

六 其は汝は汝の神エホバの聖民なればなり汝の神エホバは地の面の諸の民の中より汝を擇びて己の寶の民となしたまへり 七 エホバの汝らを愛し汝らを擇びたまひしは汝らが萬の民よりも數多かりしに因にあらず汝らは萬の民の中に最も小さき者なればなり 但エホバ汝らを愛するに因りまた汝らの先祖等に誓し誓を保たんとす

るに因てエホバ強き手をもて汝らを導きいだし汝らを其奴隸たりし家よりエジプトの王バロの手より贖ひいだし
たまへるなり。汝知べし汝の神エホバは神にましまし眞實の神にましまして之を愛しその誠命を守る者には
契約を保ち恩惠をほどこして千代にいたり。また之を惡む者には覲面にその報をなしてこれを滅ぼしたまふ
エホバは己を惡む者には緩ならず覲面にこれに報いたまふなり。然ば汝わが今日汝に命するところの誠命と
法度と律法とを守りてこれを行ふべし。

汝らもし是らの律法を聽きこれを守り行はゞ汝の神エホバ汝の先祖等に誓ひし契約を保ちて汝に恩惠をほ
どこしたまはん。即ち汝を愛し汝を恵み汝の數を増したまひその昔なんぢに與へんと汝らの先祖等に誓たりし
地において汝の兒女をめぐみ汝の地の產物穀物酒油等を殖し汝の牛の産汝の羊の産を増たまふべし。汝は
惠まるよこと萬の民に愈らん汝らの中および汝らの家畜の中には男も女も子なき者は無るべし。エホバまた
諸の疾病を汝の身より除きたまひ汝らが知る彼のエジプトの悪き病を汝の身に臨ましめす但汝を惡む者に之を
臨ませたまふべし。汝は汝の神エホバの汝に付したまはんところの民をことごとく滅しつくすべし彼らを憫み
見べからずまた彼らの神に事ふべからずその事汝の呂となればなり。

汝是らの民は我よりも衆ければ我いかでか之を逐はらふことを得んと心に謂ふか。汝かれらを懼るゝな
かれ汝の神エホバがバロとエジプトに爲たまひしところの事を善く憶えよ。即ち汝が眼に見たる大なる試煉と
徵證と奇蹟と強き手と伸たる腕とを憶えよ汝の神エホバこれをもて汝を導き出したまへり是のごとく汝の神エホ

ツ出二三・二八 番 九、一四、四二、 井出一七、一四 申九 才申七・五 出三三・ケ利二七・二八 二九・五 諸一三六 ア出一六・二・三
 二四・二二 一六・三 豊三・一〇 一四、二五、一九、 二〇 申一一・三 一三・一七 豊六、 二六・二・一〇 サ出一六・二・二・一四、 メ母後七・一四 諸
 木申一〇・一七 尼一 ラ出二三・二九・三〇 二九・二〇 代上一四・一二 一七、一八、七・一 エ出一六・四 申一三 三五
 五、四・一四、九、 ム申七・二 ノ申一一・二五 豊一 ク著七・一・二一 一四・二九 太 二二・來一ニ・五
 三二 四・一四、九、 ム申七・二 一四・二五、 五、一〇・八、二三 ヤ士八・二七 番一・三 三三・六・一・二・三 テ代下三二・三一 約 一四・四 路四・四
 ナ民一・一・二〇、一四 四二・一・一・一 九 六 獣三・一九
 マ申一七・一 コ申一・三 二・七、 二・二五
 ノ申一七・一 ユ申二九・五 尼九、
 二九・五 諸一三六 ア出一六・二・三
 一四・二五、一九、 二〇 申一一・三 一三・一七 豊六、 二六・二・一〇 サ出一六・二・二・一四、 メ母後七・一四 諸
 一七、一八、七・一 エ出一六・四 申一三 三五
 フ申四・一・五・三二、 一・三
 キ詩一〇・四・二九 太 二二・來一ニ・五
 四・四 路四・四
 六 獣三・一九
 ユ申二九・五 尼九、

二〇
 バまた汝が懼るゝ一切の民に爲たまふべし
 即ち汝の神エホバ黃蜂を彼らの中に遣りて終に彼らの遺れる者と
 汝の面を避て置れたる者とを滅したまはん
 汝かれらを懼るゝ勿れ其は汝の神エホバ能力ある畏るべき神汝ら
 の中にいませばなり
 汝の神エホバ是等の國人を漸々に汝の前より逐はらひたまはん汝は急速に彼らを滅しつ
 くす可らず恐くは野の獸殖て汝に逼らん
 汝の神エホバかれらを汝の手に付したまはん汝かれらの名を天が下より削るべし汝には當ることを得る者
 を滅し盡し
 彼らの王等を汝の手に付したまはん汝かれらを汝に付し大にこれを惶れ慄かしめて終にこれ
 なくして汝つひに之を滅ぼし盡すに至らん
 汝かれらの神の雕像を火にて焚べし之に著せたる銀あるひは金を
 貪るべからず之を己に取べからず恐くは汝これに因て空にかららん是は汝の神エホバの憎みたまふ者なれば也
 二六
 憎むべき物を汝の家に携へいるべからず恐くは汝も其ごとくに詛はるゝ者とならん汝これを大に忌み痛く嫌
 ふべし是は詛ふべき者なればなり

一
 我が今日なんちに命するところの諸の誠命を汝ら謹んで行ふべし然せば汝ら生ることを得かつ殖
 増しエホバの汝の先祖等に誓たまひし地に入てこれを産業となすことを得ん
 エホバこの四十年の間汝をして曠野の路に歩ましめたまへり是汝を苦しめて汝を試験み汝の心の如何なるか汝
 がその誠命を守るや否やを知んためなりき
 即ち汝を苦しめ汝を飢しめまた汝も知ず汝の先祖等も知ざるとこ
 ろのマナを汝らに食はせたまへり是人はパン而已にて生る者にあらず人はエホバの口より出る言によりて生る者
 なりと汝に知しめんが爲なり
 この四十年のあひだ汝の衣服は古びて朽ず汝の足は腫ざりし
 汝また心に念

六 あべし人のその子を懲戒いましむるごとく汝の神エホバも汝を懲戒いましめたまふなり 汝の神エホバの誠命いましめを守りその道みちにあゆ
七 みてこれを畏るべし 汝の神エホバ汝をして美地よきちに到らしめたまふ是は谷にも山にも水の流すれあり泉あり潛水ながれ
八 九 る地ら 小麥 大麥 葡萄 無花果 および石榴さくろある地油 橄欖 および蜜みつのある地ち 汝の食ふ食物くらしものに缺るところなく
一〇 汝に何も乏しきところあらざる地ちなりその地の石はすなはち鐵てつその山よりは銅おうを掘ほりとるべし 一〇 汝は食ひて飽き
汝の神エホバにその美地みぢを已おのれにたまひし事を謝すべし

一一 汝わが今日なんぢに命するエホバの誠命と律法と法度とを守らずして汝の神エホバを忘るゝにいたらざる
一二 やう慎めよ 一二 汝食ひて飽き美しき家いえを建て住ふに至り 一三 また汝の牛羊殖増し汝の金銀殖増し汝の所有みな殖
一四 増にいたらん時に 恐くは汝心に驕りて汝の神エホバを忘れんエホバは汝をエジプトの地奴隸ちどれいたる家より導き
一五 出し 一五 汝をみちびきて彼の大にして畏るべき曠野あらのすなはち蛇火へびひの蛇蝎へびきそりなどありて水あらざる乾ける地じを通り汝
一六 らのために堅き磐かたの中より水を出し 一六 汝の先祖等せんそたちの知ざるマナを曠野あらのにて汝に食せたまへり是みな汝を苦しめ
一七 一七 汝我力われとわが手の動作によりて我この資財せんざいを得たりと心に
一八 謂なけれ 一八 汝の神エホバを憶えよ其はエホバ汝に資財を得の力をたまふればなり斯かくしたまふは汝の先祖等に
誓し契約けいやくを今日の如く行はんとてなり 一九 汝もし汝の神エホバを忘れ果て他の神々に從したまつがひ之に事へこれを拜む
二〇 ことを爲ば我今日汝みことに證あかしをなす汝なんぢらはかならず滅亡ぼろひ 二〇 エホバの汝なんぢらの前に滅ぼぼろしたまひし國くに々の民たみのこと
く汝なんぢらも滅亡ぼろべし是なんぢらの神エホバの聲こゑに汝なんぢらしたがはざればなり

一 第九章 イスラエルよ聽け汝は今日ヨルダンを濟りゆき汝よりも大にして強き國々くにぐに入てこれを取んとす

ヨ申七八、二二　ツ申四、三八、セ一、三二、三三　井出二三・三一　申七　一八、二四、二五　申　二八、一三　二一、四、二五　申　二四
 タ申四、二六、三〇、一一、二三　ラ申四、二四　來一二　二九　二四、二五　申　二四
 一八　一八　レ但九、一一、一二　ノ申八、一七　羅一一　ク多三・五　九、三三・三、三四　二七
 ツ申一一、三一　書三　ネ申一、二八　一九　六二〇　哥前四、ヤ創一二、七、一三　九
 一六、四、二九　ナ民一、三、二二、二八、ウ申七、二三　一五、一五、七、一三　ケ出一四、一、一六　六、一九　フ出三二、四　詩一〇　ア出一九、一七、二〇
 申四、一〇、コ出三四、二二、一五　一七、八、二六、四、二二、一七、二　民　コ出三四、二二、一五　一〇、四、一八、一六
 テ出三一、一八
 申四、一〇、

二 その邑々は大にして石垣は天に達り　その民は汝が知ところのアナクの子孫にして大きくかつ身長たかし汝また
 人の言ふを聞り云く誰かアナクの子孫の前に立ことを得んと　汝今日知る汝の神エホバは燐つくす火にましま
 して汝の前に進みたまふとエホバかららず彼らを滅ぼし彼らを汝の前に攻伏たまんエホバの汝に言たまひし如
 く汝かれらを逐はらひ速かに彼らを滅ぼすべし　汝の神エホバ汝の前より彼らを逐はらひたまん後に汝心
 に言なれ云く我の義がためにエホバ我をこの地に導きいりてこれを獲させたまへりと　そはこの國々の民の惡
 きがためにエホバ之を汝の前より逐はらひたまふなり　汝の往てその地を獲は汝の義きによるにあらず又なん
 ちの心の直によるに非すこの國々の民惡きが故に汝の神エホバこれを汝の前より逐はらひたまふなりエホバの斯
 したまふはまた汝の先祖アブラハム、イサク、ヤコブに誓たりし言を行はんとてなり

六 汝知る汝の神エホバの汝に此美地を與へて獲させたまふは汝の義きによるに非す汝は項の強き民なればな
 七 汝曠野に於て汝の神エホバを怒せし事を憶えて忘るゝ勿れ汝らはエジプトの地を出し日より此處にいたる
 八 日まで常にエホバに悖れり　ホレブにおいて汝らエホバを怒せたればエホバ汝らを怒りて汝らを滅ぼさんとし
 九 たまへり　かの時われ石の板すなはちエホバの汝らに立たまへる契約を載る石の板を受んとて山に上り四十日
 一。 四十夜山に居りパンも食ず水も飲ざりき　エホバ我に神の指をもて書しるしたる文字ある石の板一枚を授けた
 二 まへりその上には集會の日にエホバが山において火の中より汝らに告たまひし言をことごとく載す　すなはち
 三 四十日四十夜過し時エホバ我にその契約を載る板なる石の板一枚を授け　而してエホバ我に言たまひけるは汝

一 起あがりて速かに此より下れ汝がエジプトより導き出し民は悪き事を行ふなり彼らは早くもわが彼らに命ぜし道を離れて自己のために偶像を鑄造れりと 二 エホバまた我に言たまひけるは我この民を觀たり視よ是は項の強き民なり 三 我を阻むるなけれ我かれらを滅ぼしその名を天が下より抹さり汝をして彼らよりも強くまた大なる民となしむべし 五 是に於て我身をめぐらして山を下りけるが山は火にて焼くる又その契約の板二枚はわが兩の手にあり 六 斯て我觀しに汝らはその神エホバにむかひて罪を犯し自己のために犠を鑄造りて早くもエホバの汝らに命じたまひし道を離れたりしかば 七 我その一枚の板をとりてわが兩の手よりこれを擲ち汝らの目の前にこれを碎けり 八 而して我は前のごとく四十日四十夜エホバの前に伏て居りパンも食ず水も飲ざり是は汝らエホバの目の前に惡き事をおこなひ之を怒せて大に罪を獲たればなり 九 エホバ忿怒を發し憤恨をおこし汝らを怒りて滅ぼさんとしたまひしかば我懼れたりしが此度もまたエホバ我に聽たまへり 一〇 エホバまた痛くアロンを怒りてこれを滅ぼさんとしたまひしかば我その時またアロンのために祈れり 一一 斯て我なんぢらが作りて罪を犯し犠を取り火をもて之を焼きこれを善く打碎きて細き塵となしその塵を山より流れ下るところの溪流に投棄たり

一一 汝らはタベラ、マツサおよびキプロテハツタワにおいてもまたエホバを怒らせたり 一二 またエホバ、カデシバルネアより汝らを遣さんとせし時言たまひけるは汝ら上りゆきて我がなんぢらに與ふる地を獲て産業とせよと然るに汝らはその神エホバの命に悖り之を信せずまたその言を聽ざりき 一二 我が汝らを識し日より以來汝らは常にエホバに悖りしなり

レ民一一・四・三四
ソ民一三・三・一四・一
ツ詩一〇六・二四・二

五

ナ申九・一八
ラ出三二・一
ム創四一・五七 母前

詩九五・七
マ出三四・四

テ出四〇・二〇

メ民三三・三三・三三
ニ三申二一・五

ミ民三六・四・四・八
二四・一六・九
キ民三三・三〇
シ民四・一五
エ申一八・五
ユ民二〇・二八・三三
ヒ利九・二二 民六

二五

二四

かの時エホバ汝らを滅さんと言たまひしに因て我最初に伏たる如く四十日四十夜エホバの前に伏し
エホバに祈りて言けるは主エホバよ汝その大なる權能をもて贖ひ強き手をもてエジプトより導き出し、汝の民汝の
產業を滅したまふ勿れ
汝の僕アブラハム、イサク、ヤコブを念たまへ此民の剛復と惡と罪とを鑑みたまふ勿
れ
恐くは汝が我らを導き出したまひし國の人言んエホバその約せし地にかれらを導きいること能はざるに因
りまた彼らを惡むに因て彼らを導き出して曠野に殺せりと
抑かれらは汝の民汝の產業にして汝が強き能力
をもて腕を伸て導き出したまひし者なり

第一〇章

かの時エホバ我に言たまひけるは汝石の板一枚を前のごとくに研て作りまた木の匱一箇を作りて
山に登り來れ
汝が碎きしかの前の板に載たる言を我その板に書さん汝これをその匱に藏むべし
我すなはち合歎木をもて匱一箇を作りまた石の板一枚を前のごとくに研て作りその板一枚を手に執て山に登り
しかば
エホバかの集會の日に山において火の中より汝らに告たるその十誡を前に書したるごとくその板に書
し而してエホバこれを我に授けたまへり
是に於て我身を轉らして山より下りその板を我が造りしかの匱に藏
めたり今なほその中にありエホバの我に命じたまへる如し
斯てイスラエルの子孫はヤカん人の井より出た
てモセラにいたれりアロン其處に死て其處に葬られその子エレアザルこれに代りて祭司となれり
出たちてグデゴダにいたりグデゴダより出たちてヨテバにいたれりこの地には水の流多かりき
レビの支派を區分してエホバの契約の匱を昇しめエホバの前に立てこれに事へしめ又エホバの名をもて祝すること

九 を爲せたまへり其事今日にいたる 是をもてレビはその兄弟等の中に分なくまた産業なし惟エホバその産業たり汝の神エホバの彼に言たまへる如し 一〇 我は前の日數のごとく四十日四十夜山に居しがエホバその時にもまた我に聽たまへりエホバ汝を滅すことを好みたまはざりき 一一 斯てエホバ我に言たまひけるは汝起あがり民に先立ちて進み行き彼らをして我が之に與へんとその先祖に誓ひたる地に入てこれを獲せしめよ

一二 三 イスラエルよ今汝の神エホバの汝に要めたまふ事は何ぞや惟是のみ即ち汝がその神エホバを畏れその一切の道に歩み之を愛し心を盡し精神を盡して汝の神エホバに事へ 一四 又我が今日汝らに命するエホバの誠命と法度とを守りて身に福祉を得る事のみ 一五 夫天と諸天の天および地とその中にある者は皆汝の神エホバに屬す然るにエホバたゞ汝の先祖等を悦こびて之を愛しその後の子孫たる汝らを萬の民の中より選びたまへり今日のごとし 然ば汝ら心に割禮を行へ重て項を強くする勿れ 一六 汝の神エホバは神の神主の主大にしてかつ權能ある畏るべき神にましまし人を偏り視すまた賄賂を受す 一七 孤兒と寡婦のために審判を行ひまた旅客を愛してこれに食物と衣服を與へたまふ 一八 汝ら旅客を愛すべし其は汝らもエジプトの國に旅客たりし事あればなり 一九 の神エホバを畏れ之に事へこれに附従がひその名を指て誓ふことをすべし 二〇 彼は汝の讃べき者また汝の神にして汝が目に見たる此等の大なる畏るべき事業をなしたまへり 二一 汝の先祖等は僅か七十人にてエジプトに下りたりしに今汝の神エホバ汝をして天空の星のごとくに多くならしめたまへり

イ民一八・二〇、一四	ニ出三二・三四、三三	リ申六・二四	三〇・六 邪四・四	ツ詩六八・五、一四六	ウ出一五・二	詩二二	一〇、二八・六二
申一八・一、二	結 一	ヌ王上八・二七 詩	羅二・二八、二九西	レ申七・二二	・九		
四四・二八	ホ米六・八	一一五・一六、一四	二二一	ソ代下一九・七	伯		
口出三四・二八	申九 ト申五・三三	八四	力申九・六、一三	三四・一九	徒一〇	ネ利一九・三三、三四	一〇、二七・一四
二八、二五	ル創一四・一九 出	ヨ書二三・一二	三四・一九	徒一〇	ナ申六・一三	井母前一二・二四	
ハ出三二・一四、三三、チ申六・五、一・一三	一九・五 詩三四・一	一三六・二	但二	太四	後七・二三	母詩一〇	
三四、三三・一七	三〇・一六、二〇 太	四七・一一・三六	西三・二五	徒七・一四	六・二二・二二		
申九・一九	二二・三七	西三・二五	彼前一	五	六・二二・二二		
ワ利二六・四一	申 タ默一七・一四・一九	ム詩六三・二一	ク申一〇・一二、三〇	ク申一〇・一二、三〇	ク申一〇・一二、三〇		
・一七							

第一一章

然ば汝の神エホバを愛し常にその職守と法度と律法と誠命とを守るべし　汝らの子女は知らずま
た見されば我これに言す惟汝らに言ふ汝らは今日すでに汝らの神エホバの懲戒とその大なる事と
その強き手とその伸たる腕とを知り　またそのエジプトの中においてエジプト王パロとその全國にむかひて
おこなひたまひし徵證と行爲とを知り　またエホバがエジプトの軍勢とその馬とその車とに爲たまひし事すな
はち彼らが汝らの後を追きたれる時に紅海の水を彼らの上に覆ひかゝらしめ之を滅ぼして今日までその跡方なか
らしめし事を知り　また此處にいたるまで曠野に於て汝らに爲たまひし事等を知り　またそのルベンの子孫
なるエリアブの子等ダタンとアビラムに爲たまひし事すなはちイスラエルの全家の眞中に於て地その口を啓きて彼
らとその家族とその天幕とその足下に立つ者とを呑つくしゝ事を知なり　即ち汝らはエホバの行ひたまひし諸
の大なる作爲を目に覗たり

然ば汝ら我今日汝らに命する誠命を盡く守るべし然せば汝らは強くなり汝らが濟りゆきて獲んとする地に
いりて之を獲ことを得　またエホバが汝らと汝らの後の子孫にあたへんと汝らの先祖等に誓たまひし地乳と蜜
との流るゝ國において汝らの日を長うすることを得ん　汝らが進みいりて獲んとする地は汝らが出来りしエジ
プトの地のごとくならず彼處にては汝ら種を播き足をもて之に灌漑げりその狀蔬菜園におけるが如し　然ど汝
らが濟りゆきて獲ところの地は山と谷の多き地にして天よりの雨水を吸ふなり　その地は汝の神エホバの顧み
たまふ者にして年の始より年の終まで汝の神エホバの日常にその上に在り

汝らもし我今日なんぢらに命する吾命令を善守りて汝らの神エホバを愛し心を盡し精神を盡して之に事へ

申 命 記

一一・一四一一八

三四六

なば 一四 我なんぢらの地の雨を秋の雨春の雨ともに時に隨ひて降し汝らをしてその穀物を收入しめ且酒と油を獲せしめ 一五 また汝の家畜のために野に草を生ぜし汝は食ひて飽ん 一六 なんぢ みうかつし 汝ら自ら慎むべし心迷ひ翻へりて他の神々に事へこれを拜む勿れ 一七 恶くはエホバ汝らにむかひて怒を發して天を閉たまひ雨ふらず地物を生ぜず

なりて汝らそのエホバに賜れる美地より速かに滅亡るに至らん

一八 なんぢ 汝ら是等の我言を汝らの心と魂との中に藏めまた之を汝らの手に結びて徵となし汝らの目の間におきて記となし 一九 之をなんぢの門に之を書記べし 二〇 然せばエホバが汝らの先祖等に與へんと誓ひたまひし地に汝らのをる日おの柱となんぢの門に之を書記べし 二一 然せばエホバが汝らの神エホバを愛しその一切の道に歩み之に附従がはゞ 二二 エホバこの國々の誠命を善く守りてこれを行ひ汝等の神エホバを愛しその一切の道に歩み之に附従がはゞ 二三 民をことごとく汝らの前より逐はらひたまはん而して汝らは己よりも大にして能力ある國々を獲にいたるべし 二四 凡そ汝らが足の跡にて踏む處は皆汝らの有とならん即ち汝らの境界は曠野よりレバノンに亘りまたユフラテ河といふ河より西の海に亘るべし 二五 汝らの前に立ことを得る人あらじ汝らの神エホバ汝らが踏いるところの地の人々をして汝らを怖ぢ汝らを畏れしめたまふこと其嘗て汝らに言たまひし如くならん 二六 視よ我今日汝らの前に祝福と呪詛とを置く 二七 汝らもし我が今日なんぢらに命する汝らの神エホバの誠命に遵はす翻へりて我が今日なんぢらに命する道を離れに遵はす祝福を得ん 二八 汝らもし汝らの神エホバの誠命に遵はす翻へりて我が今日なんぢらに命する道を離れ

二九
 素知ざりし他の神々に従がひなば呪詛を蒙らん　汝の神エホバ汝が往て獲んとする地に汝を導きいりたまふ時は汝グリジム山に祝福を置きエバル山に呪詛をおくべし　この二山はヨルダンの彼旁アラバに住るカナン人の地において日の出る方の道の後にありギルガルに對ひてモレの橡樹と相去こと遠らざるにあらずや　汝らはヨルダンを濟り汝らの神エホバの汝らに賜ふ地に進みいりて之を獲んとす必ずこれを獲て其處に住ることを得ん
 三〇　然ば我が今日なんぢらに授くるところの法度と律法を汝らことごとく守りて行ふべし

二九
 第一ニ章　是は汝の先祖等の神エホバの汝に與へて獲させたまふところの地において汝らが世に生存する日の間常に守り行ふべき法度と律法となり　汝らが逐はらふ國々の民がその神々に事へし處は山にある者も岡にある者も青樹の下にある者もみな之を盡く毀ち　その壇を毀ちその柱を碎きそのアシラ像を火にて焼きまたその神々の雕像を砍倒して之が名をその處より絶去べし　但し汝らの神エホバには汝ら是のごとく爲べからず　汝らの神エホバがその名を置んとて汝らの支派の中より擇びたまふ處なるエホバには汝ら尋ね求めて其處にいたり　汝らの燔祭と犧牲汝らの什一と汝らの手の舉祭汝らの願還と自意の禮物および汝らの牛羊の首出等を汝ら其處に携へ詣り　其處にて汝らの神エホバの前に食をなし又汝らと汝らの家族皆その手を勞して獲たる物をもて快樂を取べし是なんぢの神エホバの祝福によりて獲たるものなればなり　汝ら彼處にては我らが今日此に爲ごとく各々その目に善と見ところを爲べからず　汝らは尙いまだ汝らの神エホバの賜ふ安息と産業にいたらざるなり　然ど汝らヨルダンを渡り汝らの神エホバの汝らに與へて獲させたまふ地に住に

二 いたらん時またエホバ汝らの周圍の敵を除き汝方に安息を賜ひて汝等安泰に住ふにいたらん時は
汝らの神エホバその名を置んために一の處を擇びたまはん汝ら其處に我が命する物を都て携へゆくべし即ち汝らの燔祭と
犠牲と汝らの什一と汝らの手の舉祭および汝らがエホバに誓願をたてゝ獻んと誓ひし一切の佳物とを携へいたる
べし 二 汝らは汝らの男子女子僕婢とともに汝らの神エホバの前に樂むべしまた汝らの門の内にをるレビ人
とも然すべし其は是は汝らの中間に分なく産業なき者なればなり 三 汝慎め凡て汝が自ら擇ぶ處にて燔祭を獻
ることをする勿れ 四 唯汝らの支派の一の中にエホバの選びたまはんその處に於て汝燔祭を獻げまた我が汝に命
する一切の事を爲べし

五 彼處にては汝の神エホバの汝にたまふ祝福に循ひて汝その心に好む獸畜を汝の門の内に殺してその肉を食
ふことを得即ち汚れたる人も潔き人もこれを食ふを得ること羊と牡鹿に於けるが如し 六 但しその血は食ふべ
からず水の如くにこれを地に灌ぐべし 七 汝の穀物と酒と油の什一および汝の牛羊の首出ならびに汝が立し誓願
を還すための禮物と汝の自意の禮物および汝の手の舉祭の品は汝これを汝の門の内に食ふべからず 八 汝の神
エホバの選びたまふ處において汝の神エホバの前に汝これを食ふべし即ち汝の男子女子僕婢および汝の門の
内にをるレビ人とともに之を食ひ汝の手を勞して獲たる一切の物をもて汝の神エホバの前に快樂を取べし 九 汝
慎め汝が世に生存ふる日の間レビ人を棄る勿れ
十 汝の神エホバ汝に言しごとくに汝の境界を廣くしたまふに及び汝心に肉を食ふことを欲して言ん我肉を食
はんと然る時は汝すべてその心に好む肉を食ふことを得べし 二 もし汝の神エホバのその名を置んとて擇びたま

ル申一四・二七
 ラ創一五・一八、二八
 二四 出三四・二 ワ申一二・一五
 四申一一・二四、カ申一二・一六
 一九・八 ヨ創九・四 利一七・レ申四・四〇 賽三・二四
 タ出一五・二六 申ソ民五・九、一〇・一八
 一三・一八 王上
 ナ申一二・二五
 下一七・二五
 ノ申四・二、一三・一
 一九・一 契二三・四 井利一八・三一、二〇
 八書一・七 緒
 一一・一四
 一〇
 本利一・五、九、一三、ム申七・一六
 ウ申一二・四
 利一八
 邪三二・三五
 結
 一八
 三、二六、三〇 王
 二三・三七
 オ亞一〇・二
 ク太ニ四・ニ四
 微後
 二九

へる處汝と離ること遠からば我が汝に命ぜし如く汝そのエホバに賜はれる牛羊を宰り汝の門の内にて凡てその心に好む者を食ふべし
 食ふことを得るなり 唯堅く慎みてその血を食はざれ血はこれが生命なればなり汝その生命を肉とともに食ふべからず 汝これを食ふ勿れ水のごとくにこれを地に灌ぐべし
 まふ事を爲ば汝の身と汝の後の子孫とに福祉あらん 唯汝の獻げたる聖物と誓願の物とはこれをエホバの善と觀たまふ處に携へゆくべし 汝燔祭を獻る時はその肉と血を汝の神エホバの壇に供ふべくまた犠牲を獻る時はその血を汝の神エホバの壇の上に灌ぎその肉を食ふべし
 エホバの善と觀正と觀たまふ事を爲ば汝と汝の後の子孫に永く福祉あらん
 汝の神エホバ汝が往て遂はらはんとする國々の民を汝の前より絶去たまひて汝つひにその國々を獲てその地に住にいたらん時は 汝みづから慎め彼らが汝の前に亡びたる後汝かれらに傲ひて罟にかゝる勿れまた彼らの神を尋求めこの國々の民は如何なる様にてその神々に事へたるか我もその如くにせんと言ことなかれ
 神エホバに向ひては汝然す可らず彼らはエホバの忌かつ憎みたまふ諸の事をその神にむかひて爲しその男子女子をさへ火にて焚てその神々に獻げたり

我が汝らに命するこの一切の言をなんぢら守りて行ふべし汝これを増なかれまた之を減すなれ
 第一三章 汝らの中に預言者あるひは夢者興りて徵證と奇蹟を汝に見し 汝に告て我らは今より汝と我

とが是まで識ざりし他の神々に従ひて之に事へんと言ことあらんにその徵證または奇蹟これが言ごとく成とも
 三なんぢ 汝その預言者または夢者の言に聽したがふ勿れ其は汝等の神エホバ汝らが心を盡し精神を盡して汝らの神
 四なんぢ 汝らは汝らの神エホバに従ひて歩み之
 五なんぢ を畏れその誠命を守りその言に遵ひ之に事へこれに附從ふべし その預言者または夢者をば殺すべし是は彼
 六なんぢ 汝らをして汝らをエジプトの國より導き出し奴隸の家より贖ひ取たる汝らの神エホバに背かせんとし汝の神エホ
 七なんぢ バの汝に歩めと命ぜし道より汝を誘ひ出さんとして語るに因てなり汝斯して汝の中より惡を除き去べし
 八なんぢ 汝の母の生る汝の兄弟または汝の男子女子または汝の懷の妻または汝と身命を共にする汝の友潛に汝を誘
 九なんぢ ひて言あらん汝も汝の先祖等も識ざりし他の神々に我ら往て事へん 卽ち汝の周圍にある國々の神の或は汝に
 十なんぢ 近く或は汝に遠くして地の此極より地の彼極までに鎮り坐る者に我ら事へんと斯言ことあるとも 汝これに従
 一なんぢ ふ勿れ之に聽なれ之を惜み視る勿れ之を憐むなれ之を庇ひ置す勿れ 汝かならず之を殺すべし之を殺すに
 二なんぢ は汝まづ之に手を下し然る後に民みな手を下すべし 彼はエジプトの國奴隸の家より汝を導き出したまひし汝
 三なんぢ の神エホバより汝を誘ひ離さんと求めたれば汝石をもて之を擊殺すべし 然せばイスラエルみな聞て懼れ重ね
 四なんぢ て斯る惡き事を汝らの中に行はざらん
 五なんぢ 汝聞に汝の神エホバの汝に與へて住しめたまへる汝の邑の一に 邪僻なる人々興り我らは今まで識ざり
 六なんぢ し他の神々に往て事へんと言てその邑に住む人を誘ひ惑はしたりと言あらば 汝これを尋ね探り善問べし若

イ申一八・二二 耶ハ王下二三・三 代下 三
 二八・九 太七・三三 三四・三一 ヘ申一七・七、二二。 五四 緯五・二〇 ナ申一七・七 徒七 ヨ士一九・二二 母前
 ロ申八・二 太二四、ニ申一〇・二〇、三〇 二二・二二、三四母 五八 二・一二、二五・一 レ申一三・二、六
 二四 哥前一一・一 一〇 前五・一三 二〇・二七
 九 故後二・一 一四・一五 五五・三 ト申一七・二 二・一三、二五 王上二一 ソ王下一七・二
 黙一三・一四 一四・一五 五五・三 チ創一六・五 申二八 ル申一七・五
 一四・一五 五五・三 ト申一七・二 二・一五
 カ書二二・二一 士 六・一五
 二〇・一九 タ約壹二・一九

ツ出二二・二〇 利
 二七・二八 葦六・利
 一七・二一
 ネ書六・二四

ナ書八・二八 章一七 ラ申七・二六 書六・ウ創二二・一セ、二六・井申一一・二五二八、二六 加三・二六 四一・五、四七・五 六、二六・一八、一九 マ利一一・二
 一、二五・二 耶一八 四、二四、二八・一 三二 オ利一九・二八、二一 撒前四・一三 ヤ結四・一四 徒一〇・ケ利一一・二六二七
 四九・二 ム書六・二六 四 ノ羅八・一六、九・八、五 耶一六・六、ク利二〇・二六 申七 一三・一四 フ利一一・九

一五 その事眞にその言確にして斯る憎むべき事汝らの中に行はれたらば
 一六 撃ころしその邑とその中に居る一切の者およびその家畜を刃にかけて盡く撃ころすべし 一六 またその中より獲たる掠取物は凡てこれをその衢に集め火をもてその邑とその一切の掠取物をことごとく焚て汝の神エホバに供ふ
 一七 べし是は永く荒邱となりて再び建なほさること無るべきなり 一七 斯汝この詛はれし物を少許も汝の手に附おく勿れ然せばエホバその烈しき怒を静め汝に慈悲を加へて汝を憐れみ汝の先祖等に誓ひしがとく汝の數を衆くし
 一八 たまはん 汝もし汝の神エホバの言を聞き我が今日なんぢに命ずるその一切の誠命を守り汝の神エホバの善と觀たまふ事を行はゞ是のごとくなるべし

第一四章

一 汝らは汝等の神エホバの子等なり汝ら死る者のために己が身に傷くべからずまた己が目の間にあたる頂の髪を剃べからず 其は汝は汝の神エホバの聖民なればなりエホバは地の面の諸の民の中より汝を擇びて己の寶の民となし給へり

二 汝穢はしき物は何をも食ふ勿れ 汝らが食ふべき獸畜は是なり 即ち牛羊山羊 牡鹿羚羊 小鹿
 麋鹿 麋など 凡て獸畜の中蹄の分れ割て二つの蹄を成る反芻獸は汝ら之を食ふべし 但し反芻者と蹄の分れたる者の中汝らの食ふべからざる者は是なり 即ち駱駘兎および山鼠是らは反芻ども蹄わかれざれば汝らには汚れたる者なり また豚是は蹄わかるれども反芻ことをせざれば汝らには汚たる者なり汝ら是等の物の肉を食ふべからずまたその死體に捫るべからず

三 水にくる諸の物の中是のごとき者を汝ら食ふべし 即ち凡て翅と鱗のある者は皆汝ら之を食ふべし 一〇 凡て

翅と鱗のあらざる者は汝らこれを食ふべからず是は汝らには汚たる者なり

二 また凡て潔き鳥は皆汝らこれを食ふべし

二 但し是等は食ふべからず即ち鶲 黄鷹 鳩 鷦鷯 黑鷹の類

四 各種の鴉の類 鸱鳥 眞 鷗 雀鷹の類

一五 鶴 鷐 白鳥 鬼鷹 大鷹 鷂 鶴 鷐 鷂の類 鶴および蝙蝠

一九 また凡て羽翼ありて匍ところの者は汝らには汚たる者なり汝らこれを食ふべからず

二〇 凡て羽翼をもて飛と

二 ころの潔き物は汝らこれを食ふべし

二 二 凡そ自ら死たる者は汝ら食ふべからず汝の門の内にをる他國の人之を與へて食しむべし又これを異邦人に賣も可し汝は汝の神エホバの聖民なればなり汝山羊羔をその母の乳にて養へからず

三 三 汝かならず年々に田畠に種蒔て穫ところの產物の什一を取りべし

三 三 而して汝の神エホバの前すなはちエホ

四 四 バのその名を置んとて擇びたまはん處において汝の穀物と酒と油の什一を食ひまた汝の牛羊の首出を食ひ斯して汝の神エホバを常に畏ることを學ぶべし

四 四 但しその路行に勝がたくして之を携へいたること能はざる時

五 五 または汝の神エホバのその名を置んとて擇びたまへる處汝を離ること餘りに遠き時は汝もし汝の神エホバの

六 六 恩惠に潤ふ身ならば 五 その物を金に易へその金を包みて手に執り汝の神エホバの擇びたまへる處に往き

六 六 凡て汝の心の好む物をその金に易べし即ち牛 羊 葡萄酒 濃酒など凡て汝が心に欲する物をもとめ其處にて汝の神

七 七 エホバの前にこれを食ひ汝と汝の家族とともに樂むべし 七 汝の門の内にをるレビ人を棄る勿れ是は汝の中間に分なく産業なき者なればなり

八 八 三年の末に到る毎にその年の產物の十分の一を盡く持出してこれを汝の門の内に儲蓄ふべし 九 然る時は

ヨ申一四・二七・一一、ソ出二一・二一、二三、ネ申二八・八

タ申二六・二二、二四、申三一・一〇、ナ申二八・一

レ申一五・一〇、鐵三、耶三四・一四、ラ申二八・一二、四四

九・一〇、馬三・一〇、ツ申二三・一〇、ム申二八・一三、鐵

二二・七、ノ申二八・五四、五六、ク太二五・四一、四二、ケ太二六・一一、可

ウ約共三・一七、鐵二三・六、二八、マ申一四・二九、三四
井刊二五・三五、太五、二二、太二〇・一五、一九、詩四・一
四二、路六・三四、オ申二四・一五、鐵二二・九
三五、ク太二五・四一、四二、ケ太二六・一一、可
ヤ哥九・五、七、一四・七、約二二・八

汝の中間に分なく産業なきレビ人および汝の門の内にをる他國の人と孤子と寡婦など來りてこれを食ひて飽ん
斯せば汝の神エホバ汝が手をもて爲ところの諸の事において汝に福祉を賜ふべし

第一五章

汝の中間に

異國の人には汝これを督促ことを得されど汝の兄弟に貸たる物は汝の手よりこれを放釋べし

その債主は之を放釋べしその鄰またはその兄弟にこれを督促べからず是はエホバの放釋と稱へら
るればなり

七年の終に至ることに汝放釋を行ふべし
その放釋の例は是のことし凡てその鄰に貸ことを爲
スせば汝らの中間に貧者なからん其は汝の神エホバその汝に與へて産業となさしめたまふ地において大に汝
を祝福たまふべければなり
只汝もし謹みて汝の神エホバの言に聽したがひ我が今日なんちに命するこの誠命
を盡く守り行ふに於ては是のごとくなるべし
汝の神エホバ汝に言しごとく汝を祝福たまふべければ汝は衆多

の國人に貸ことを得べし然ど借こと有じまた汝は衆多の國人を治めん然ど彼らは汝を治むることあらじ

汝の神エホバの汝に賜ふ地において若汝の兄弟の貧き人汝の門の中にをらばその貧しき兄弟にむかひて汝
の心を剛復にする勿れまた汝の手を開る勿れ
かならず汝の手をこれに開き必ずその要むる物をこれに貸あた
へてこれが乏しきを補ふべし
汝慎め心に惡き念を起し第七年放釋の年近づけりと言て汝の貧き兄弟に目を
かけざる勿れ汝もし斯之に何をも與へずしてその人これがために汝をエホバに訴へなば汝罪を獲ん
す之に與ふることを爲べしまた之に與ふる時は心に惜むこと勿れ其は此事のために汝の神エホバ汝の諸の事業と
汝の手の諸の働くとに於て汝を祝福たまふべければなり
貧き者は何時までも國にたゆること無るべければ我

汝に命じて言ふ汝かならず汝の國の中なる汝の兄弟の困難者と貧乏者とに汝の手を開くべし

汝の兄弟たるヘブルの男またはヘブルの女汝の許に賣れたらんに若六年なんちに事へたらば第七年に汝これを放ちて去しむべし 汝これを放ちて去しむる時は空手にて去しむべからず 汝の群と禾場と搾場の中より贈物を取て之が肩に負すべし即ち汝の神エホバの汝を祝福て賜ふところの物をこれに與ふべし 汝記憶べし

汝はエジプトの國に奴隸たりしが汝の神エホバ汝を贖ひ出したまへり是故に我今日この事を汝に命す その人もし汝と汝の家を愛し汝と偕にをるを善として汝にむかひ我汝を離れて去を好まずと言ば 一七なんぢきりとり やれけふことなんぢめい 一六

一八 もし汝と汝の家を愛し汝と偕にをるを善として汝にむかひ我汝を離れて去を好まずと言ば 一七なんぢきりとり やれけふことなんぢめい 一六 汝錐を取て彼の耳を戸に刺とほすべし然せば彼は永く汝の僕たるべし汝の婢にもまた是のごとくすべし 一八なんぢ 一九 汝これを放ちて去しむるを難き事と見るべからず其は彼が六年汝に事へて働きしは工價を取る傭人の二倍に當ればなり汝斯なさば汝のかふ神エホバ汝が凡て爲ところの事に於て汝をめぐみたまふべし

十九なんぢうしつじうめ 汝の牛羊の産る初子は皆これを聖別て汝の神エホバに歸せしむべし汝の牛の初子をもちゐて何の工作をも

二十 爲べからず又汝の羊の初子の毛を剪べからず 汝の神エホバの選びたまへる處にてエホバの前に汝と汝の家族年々にこれを食ふべし 二一 然どその畜もし疵ある者すなはち跛足盲目なるなど凡て惡き疵ある者なる時は汝の神エホバにこれを宰りて獻ぐべからず 汝の門の内にこれを食ふべし汚れたる者も潔き者も均くこれを食ふを得

二二 ること牡鹿と羚羊のごとし 二三 但しその血はこれを食ふべからず水のごとくにこれを地に灌ぐべし

二四 汝アビブの月を守り汝の神エホバに對ひて逾越節を行なへ其はアビブの月に於て汝の神エホバ夜の間に汝をエジプトより導き出したまひたればなり 汝すなはちエホバのその名を置んとて擇

第一六章

力申一二・五・二六 レ出一三・七 二・一三・二三、一
 ヨ民二八・一九 ソ出一一・一〇、三四 五五
 タ出一二・一五・一九、二五
 三九、一三・三・六、ツ出一二・六 下三五・一三
 七、三四・一八 ネ王下二三・二三 約 ラ出一二・一六、一三 民二八・二六 徒二
 一
 申一六・一七 番前 ク出二三・一六 利
 二三・三四 民二九
 申一三・七、二二・一
 二二・利二三・一五
 ノ申一三・七、二二・一
 六、一六・一四 ヤ尼ハ・九

びたまふ處にて羊および牛を宰り汝の神エホバの前に逾越節をなすべし 酔いれたるパンを之とともに食ふ
 べからず七日の間酵いれぬパン即ち憂患のパンを之とともに食ふべし其は汝エジプトの國より出る時は急ぎて出
 たればなり斯おこなひて汝その世に生存ふる日の間恒に汝がエジプトの國より出来し日を誌ゆべし 四 その七日
 の間は汝の四方の境の内にパン酵の見ること有しむべからず又なんちが初の日の薄暮に宰りたる者の肉を翌朝まで存しおくべからず 汝の神エホバの汝に賜ふ汝の門の内にて逾越の牲畜を宰ることを爲べからず 六 たなんち
 神エホバのその名を置んとて選びたまふ處にて汝薄暮の日の入る頃汝がエジプトより出たる時刻に逾越の牲畜を
 宰るべし 七 而して汝の神エホバの選びたまふ處にて汝これを燔て食ひ朝におよび汝の天幕に歸り往くべし
 八 汝六日の間酵いれぬパンを食ひ第七日に汝の神エホバの前に會を開くべし何の職業をも爲べからず
 九 汝また七七日を計ふべし即ち穀物に鎌をいれ初る時よりしてその七七日を計へ始むべきなり 一〇 而して汝
 の神エホバの前に七週の節筵を行なひ汝の神エホバの汝を祝福たまふ所にしたがひ汝の力に應じてその心に願ふ
 禮物を獻ぐべし 一一 斯して汝と汝の男子女子僕婢 および汝の門の内に居るレビ人ならびに汝らの中間にをる
 賓旅と孤子と寡婦みなともに汝の神エホバのその名を置んとて選びたまふ處にて汝の神エホバの前に樂むべし
 一二 汝その昔エジプトに奴隸たりしことを誌え是等の法度を守り行ふべし
 一三 汝禾場と搾場の物を收藏たる時七日の間結茅節をおこなふべし 一四 節筵をなす時には汝と汝の男子
 女子僕婢 および汝の門の内なるレビ人 賓旅 孤子 寡婦など皆ともに樂むべし 一五 エホバの選びたまふ處にて

汝七日^{なんぢなが}の間^{あつた}なんぢの神エホバの前に節筵^{ひは}をなすべし。汝の神エホバ汝の諸の產物と汝が手の諸の工事とについて汝を祝福^{めいふ}たまふければ汝かならず樂むことを爲^すべし。汝の中間の男は皆なんぢの神エホバの擇びたまふ處にて一年に三次即ち酵^{みだり}いれぬパンの節と七週の節と結茅^{けりほざき}の節とに於てエホバの前に出べし但し空手にてエホバの前に出べからず。各人汝の神エホバに賜はる恩惠^{かごみ}にしたがひて其力におよぶ程の物を獻ぐべし。

汝の神エホバの汝に賜ふ一切の邑々に汝の支派^{しだい}に循^{じゆ}がひて士師^{しじ}と官人を立べし彼らはまた義き審判^{さばく}をもて民を審判^{さばく}べし。汝裁判^{さばく}を枉^まべからず人を偏^{ひど}視するべからずまた賄賂^{まろ}を取^るべからず賄賂^{まろ}は智者^{ちしゃ}の目を暗^{くら}まし義者^{ぎしゃ}の言^{ことば}を枉^まればなり。汝たゞ公義^{こうぎ}を而已求むべし然せば汝^汝生存^{なま}へて汝の神エホバの汝に賜ふ地を獲^うにいたらん。

汝の神エホバのために築くところの壇の傍にアシラの木像^{きのう}を立べからず。また汝の神エホバの惡みたまふ偶像^{ぎょうぞう}を己のために造るべからず。

凡て疵^{きず}あり惡^きき處^{ところ}ある牛羊は汝これを汝の神エホバに獻ぐべからず斯^かる者は汝の神エホバの忌嫌^{いみきら}ひたまふ者^{ちの}なればなり。

汝の神エホバの汝に賜ふ邑々の中に汝らの中間に若し或男または女汝の神エホバの目の前に惡事を行ひてその契約^{けいやく}に悖^ひり往^たて他の神々に事へてこれを拜^まみ我が命ぜざる日や月や天の衆群などを拜^まむあらんにそ^の事を汝に告る者ありて汝これを聞き細かにこれを查^{しらべ}見るにそ^の事眞にそ^の言^{ことわざ}確にしてイスラエルの中

イリ二三・三九・四〇	二申一六・一〇	ト出二三・二六	利二三傳七・七	二一・三	代下三三	カ申一三・六	タ耶七・二二・二三	ソ申一三・一二・一四
口出二三・一四・一七	ホ哥後八・二三	一九・一五	ヌ結一八・五・九	二	ヨ書七・一一・一五	一、一九・五、三二		
三四・一三	ヘ申一・一六	代上	チ申一・一七	鐵二四	ル出三四・一三	王上ヲ利二六・一	二三・一六	士二・三五
ハ出二三・一五・三四	二三・四、二六・二	一四・一五・六・三	ワ申一五・二一	馬一	二〇	王下一八・一	レ申四・一九	伯三・一
二〇	哥後八・一二	九代下一九・五・八	リ出二三・八	竈一七	三五下一七・一六	八、一三・一四	ニ何八・	二六

ツ利二四・一四、一六 聖後一三・一 提前 五、一九・一九 ウ代下一九・一〇 基ク結四四・二四
申一三・一〇 卷七 五・二九 来一〇 ム出二二・二三、二〇、二二一 馬ニ・七 ヤ民一五・三〇 瑞コ母前ハ・五、一九・二
二五 二八、二二・ 井申一二五、一九 一〇六 何四・四
ネ民三五・三〇 申ナ申一三・九 徒七・ 二二・二八、二二・ 一七 詩一二二・五 マ申一八・五、七
一九・一五 太一八 五八 二二・一九 申一九 ノ耶一八・一八 ケ申一三・五
一六 約ハ・一七 ラ申一七・一二・一三 四、一〇、一 オ申一九・一七 フ申一三・一、一九 代上二二・一〇
二四、一六・二二 サ聖三一・一 結一七
二五

三 に斯る憎むべき事行はれ居たらば 汝その惡き事を行へる男または女を汝の門に曳いだし石をもてその男または
四 は女を撃殺すべし 殺すべき者は二人の證人または三人の證人の口に依てこれを殺すべし惟一人の證人の口のみをもて之を殺すことは爲べからず 斯る者を殺すには證人まづその手を之に加へ然る後に民みなその手を加ふべし汝かく惡事を汝らの中より除くべし

五 汝の門の内に訟へ寧ふ事おこるに當りその事件もし血を相流す事または權理を相争ふ事または互に相撲たる事などにして汝に裁判かねる者ならば汝起あがりて汝の神エホバの選びたまふ處に上り往き 祭司なるレビ人と當時の士師とに詣りて問べし彼ら裁判の言詞を汝に示さん 一 エホバの選びたまふ處にて彼らが汝に示す命令の言のごとくに汝行ひ凡て彼らが汝に教ふるごとくに慎みて爲べし 二 即ち彼らが汝に教ふる律法の命令に循がひ彼らが汝に告る裁判に依て行ふべし彼らが汝に示す言に違ふて右にも左にも偏るべからず 三 人もし自ら壇斷にしその汝の神エホバの前に立て事ふる祭司またはその士師に聽したがはざる有ばその人を殺しイスラエルの中より悪を除くべし 一三せば民みな聞いて畏れ重て擅斷に事をなさざらん

四 汝の神エホバの汝に賜ふ地に汝いたり之を獲て其處に住におよべる時汝もし我周圍の一切の國人のごとくに我も王をわが上に立んと言あらば 一四只なんちの神エホバの選びたまふ人を汝の上にたてゝ王となすべしました汝の上に王を立るには汝の兄弟の中の人をもてすべし汝の兄弟ならざる他國の人を汝の上に立べからず 一六但し王となれる者は馬を多く得んとすべからず又馬を多く得んために民を率てエジプトに還るべからず其はエホバ

「七 なんちらに向ひて汝らはこの後かさねて此路に歸るべからずと宣ひたればなり 一七 また妻を多くその身に有て

心を迷すべからずまた金銀を己のために多く蓄積べからず

一八 彼その國の位に坐するにいたらば祭司なるレビ人の前にある書よりしてこの律法を一の書に書寫さしめ
一九 世に生存ふる日の間つねにこれを己の許に置て誦み斯してその神エホバを畏ることを學びこの律法の一切
二〇 の言とは等の法度を守りて行ふべし 二〇 然せば彼の心その兄弟の上に高ぶること無くまたその誠命を離れて右に
も左にもまがること無してその子女とともにその國においてイスラエルの中にその日を永うすることを得ん

第一八章

品とその産業の物を食ふべし 二〇 彼らはその兄弟の中間に産業を有じエホバこれが産業たるなり
即ちその曾て之に言たまひしが如し 二〇 祭司が民より受べき分は是なり即ち凡て犠牲を獻ぐる者は牛にもあれ
羊にもあれその肩と兩方の頬と胃とを祭司に與ふべし 四 また汝の穀物と酒と油の初および羊の毛の初をも之に
あたふべし 五 其は汝の神エホバ汝の諸の支派の中より彼を選び出し彼とその子孫をして永くエホバの名をもて
立て奉事をなさしめたまへばなり

六 レビ人はイスラエルの全地の中何の處に居る者にもあれその寄寓たる汝の邑を出てエホバの選びたまふ處
に到るあらば 七 その人はエホバの前に侍るその諸兄弟のレビ人とおなじくその神エホバの名をもて奉事をなす
ことを得べし 八 その人の得て食ふ分は彼らと同じ但しその父の遺業を賣て獲たる物はこの外に彼に屬す

イ申二八・六八 何ニ申三一・九・二六 王一五・五 リ利七・三〇・一三四 テ申一〇・八、一七、タ代下三一・四 尼三〇・三一
一一・五 耶四二・ト民一八・二〇、二六 ヌ出二二・二九 民一二、ソ利一八・二二、申木利二〇・二七
一五 口王上一一・三、四 本書一八、詩一一九 六二、申一〇・九 一八・二二、二四、ワ民三五・二、三
ハ王下一一・二二 一〇、ヨ代下三一・二

一九 レ利一八・二六、二七、ツ利一九・二六、三一、ラ利一八・二四、二五
ナ母前二八・七

ム制一七・一 七・三七
ウ申一八・一入 約一 井申九・一〇
四五 徒三・二三、ノ出二〇・一九 来 ク申一八・一五 約一 ヤ申五一・一六 約
一一・一九

一二・一九

一七・八
四五 桂三・二二、

ケ桂三・二三

エ耶ニヘ・九

三三

ア申一八・二〇
エ耶ニヘ・九
テ申一三・二二

一〇九

汝の神エホバの汝に賜ふ地にいたるに及びて汝その國々の民の憎むべき行爲を倣ひ行ふなれ

汝らの

中間にその男子女子をして火の中を通らしむる者あるべからずまたト筮する者邪法を行なふ者禁厭する者魔術を使ふ者 法印を結ぶ者憑鬼する者巫覗の業をなす者死人に詢することをする者あるべからず 凡て是等の事を爲す者はエホバこれを憎たまふ汝の神エホバが彼らを汝の前より逐はらひたまひしも是等の憎むべき事のありしに因てなり 汝の神エホバの前に汝完き者たれ 汝が逐はらふ彼の國々の民は邪法師ト筮師などに聽ことをなせり然ど汝には汝の神エホバ然する事を許したまはず

一五 汝の神エホバ汝の中汝の兄弟の中より我のことき一箇の預言者を汝のために興したまはん汝ら之に聽ことをすべし 是まつたく汝が集會の日にホレブにおいて汝の神エホバに求めたる所なり即ち汝言けらく我をして重てこの我神エホバの聲を聞しむる勿れまた重てこの大なる火を見さする勿れ恐くは我死んと 是においてエホバ我に言たまひけるは彼らの言る所は善し 我かれら兄弟の中より汝のことき一箇の預言者を彼らのために興し我言をその口に授けん我が彼に命する言を彼ことごとく彼らに告べし 凡て彼が吾名をもて語るところの吾言に聽したがはざる者は我これを罰せん

二〇 但し預言者もし我が語れと命ぜざる言を吾名をもて縦肆に語りまたは他の神々の名をもて語ることを爲すならばその預言者は殺さるべし 汝あるひは心に謂ん我ら如何にしてその言のエホバの言たまふ者にあらざるを知んと 然ば若し預言者ありてエホバの名をもて語ることをなすにその言就すまた效あらざる時は是エホバの語りたまふ言にあらずしてその預言者が縦肆に語るところなり汝その預言者を畏るゝに及ばず

第一九章

汝の神エホバこの國々の民を滅し絶ち汝の神エホバこれが地を汝に賜ふて汝つひにこれを獲その邑々とその家々に住にいたる時は汝の神エホバの汝に與へて産業となさしめたまふ地の中に三の邑を汝のために區別べし而して汝これに道路を開きまた汝の神エホバの汝に與へて産業となさしめたまふ

地の全體を三の區に分ち凡て人を殺せる者をして其處に逃れしむべし

人を殺せる者の彼處に逃れて生命を全うすべきその事は是のごとし即ち凡て素より惡むことも無く知らずしてその鄰人を殺せる者 例は人木を伐んとてその鄰人とともに林に入り手に斧を執て木を研んと擊おろす時に

その頭の鉄柯より脱てその鄰人にあたりて之を死しめたるが如き是なり斯る人は是等の邑の一に逃れて生命を全

うすべし 恐くは復仇する者心熱してその殺人者を追かけ道路長きにおいては遂に追しきて之を殺さん然るに

その人は素より之を惡みたる者にあらざれば殺さるべき理あらざるなり 是をもて我なんぢに命じて三の邑を汝のために區別べしと言り 汝の神エホバ汝の先祖等に誓ひしことく汝の境界を廣め汝の先祖等に與へんと言

し地を盡く汝に賜ふにいたらん時 即ち汝我が今日なんぢに命ずるこの一切の誠命を守りてこれを行なひ汝の

神エホバを愛し恒にその道に歩まん時はこの三の外にまた三の邑を増加ふべし 是汝の神エホバの汝に與へて

産業となさしめたまふ地に辜なき者の血を流すこと無らんためなり斯せすばその血汝に歸せん

然どもし人その隣人を惡みて之を附覗ひ起かゝり擊てその生命を傷ひて之を死しめ而してこの邑の一に逃れたる事あらば その邑の長老等人を遣て之を其處より曳きたらしめ復仇者の手にこれを付して殺さしむべし

汝かれを憫み視るべからず辜なき者の血を流せる咎をイスラエルより除くべし然せば汝に福祉あらん

又申二七・一七・始
 二四・二・續二二
 二八・何五・二〇
 ル民三五・三〇
 一七六・太一八・ヲ詩二七・一二・三五
 一四・二七・一七
 一六・約八・二七
 聖後二三・一・提前
 ワ申一七・九・二一・五
 五・一九・來一〇・カ羅一九・五・九・但
 二八
 六・二四
 タ申一七・一三・二一
 三八
 ツ詩二〇・七・賽三一
 七八
 ナ申一三〇・三・二
 二二・二一・二四
 ヲ出二一・二三・二四
 ネ民二三・二
 二四・七
 利二四・二〇・太五
 三一・六・八
 代下
 ラ尼一二・二七
 時

一四 汝の神エホバの汝に與へて獲させたまふ地の中において汝が嗣ぐところの産業に汝の先人の定めたる汝の鄰の地界を侵すべからず

一五 何の悪にもあれ凡てその犯すところの罪は只一人の證人によりて定むべからず二人の證人の口によりまたは三人の證人の口によりてその事を定むべし
一六 もし偽妄の證人起りて某の人は惡事をなせりと言たつること有
一七 その相争ふ二人の者エホバの前に至り當時の祭司と士師の前に立べし
一八 然る時士師詳細にこれを調べ
一九 視るにその證人もし偽妄の證人にしてその兄弟にむかひて虛妄の證をなしたる者なる時は
二十 汝兄弟に彼が蒙らさんと謀れる所を彼に蒙らし斯して汝らの中より惡事を除くべし
二一 然せばその遺れる者等聞て畏れその後
二二 かさねて斯る惡き事を汝らの中におこなはじ
二三 汝憫み視ることをすべからず生命は生命眼は眼歯は歯手は手足は足をもて償はしむべし

一 汝その敵と戰はんとて出るに當り馬と車を見また汝よりも數多き民を見るもこれに懼るゝ勿れ
二 其は汝をエジプトの國より導き上りし汝の神エホバなんぢとともに在せばなり
三 時は祭司進みいで民に告て之に言べしイスラエルよ聽け汝らは今日なんぢらの敵と戰はんとて進み來れり心に臆する勿れ懼るゝなれ倉皇なれ彼方に怖るなれ
四 其は汝らの神エホバ汝らとともに行き汝らのために汝らの敵と戰ひて汝らを救ひたまふければなりと
五 斯てまた有司等民に告て言べし誰か新しき家を建て之に移らざる者あるかその人は家に歸りゆくべし恐くは自己戰鬪に死て他の人これに移らん
六 誰か菓物園を作りて

七　その果食はざる者あるかその人は家に歸りゆくべし恐くは自己戰鬪に死て他人これを食はん　誰か女と
 八　契りて之を娶らざる者あるかその人は家に歸りゆくべし恐くは自己戰鬪に死て他人これを娶らんと　有司等
 なほまた民に告て言へし誰か懼れて心に臆する者あるかその人は家に歸りゆくべし恐くはその兄弟たちの心これ
 が心のごとく挫けんと　九　有司等かく民に告ることを終たらば軍勢の長等を立て民を率しむべし
 一〇　汝ある邑に進みゆきて之を攻んとする時は先これに平穩に降ることを勧むべし　一　その邑もし平穩に降ら
 二　人と答へてその門を汝に開かば其處なる民をして都て汝に貢を納しめ汝に事へしむべし　二　其もし平穩に汝に降
 三　ることを肯んぜずして汝と戰かんとせば汝これを攻べし　三　而して汝の神エホバこれを汝の手に付したまふに
 四　至らば刃をもてその中の男を盡く擊殺すべし　四　惟その婦女嬰孩家畜および凡てその邑の中に汝が奪ひ獲たる
 五　物は盡く己に取べし　抑汝がその敵より奪ひ獲たる物は汝の神エホバの汝に賜ふ者なれば汝これをもて樂むべし
 六　汝を離ることの遠き邑々すなはちは是等の國々に屬せざるところの邑々には凡てかくのごとく行なふべし
 七　但し汝の神エホバの汝に與へて產業となさしめたまふこの國々の邑々においては呼吸する者を一人も生し存
 八　べからず　一　即ちヘテ人アモリ人カナン人ペリジ人ヒビ人エブス人などは汝かならずこれを滅ぼし盡して
 九　汝の神エホバの汝に命じたまへる如くすべし　斯するは彼らがその神々にむかひて行ふところの憎むべき事を
 十　汝らに教へて之を儆ひおこなはしめ汝らをして汝らの神エホバに罪を獲せしむる事のなからんためなり
 一　汝久しく邑を圍みて之を攻取んとする時においても斧を振ふて其處の樹を砍枯すべからず是は汝の食とな
 二　るべき者なり且その城攻において田野の樹あに人のごとく汝の前に立ふさがらんや　二　但し果を結ばざる樹と知

る樹はこれを砍り枯し汝と戰ふ邑にむかひて之をもて雲梯を築きその降るまで之を攻るも宜し

第二章

汝の神エホバの汝に與へて獲させたまふ地において若し人殺されて野に仆れるあらんに之を殺

せる者の誰なるかを知ざる時は汝の長老等と士師等出たりその人の殺されをる處よりその

四周の邑々までを度るべし

而してその人の殺されをる處に最も近き邑すなはちその邑の長老等は未だ使はず

未だ輒を負せて牽ざるところの少き牝牛を取り

邑の長老等

その牝牛を耕すことも種蒔

こともせざる流つきせ

ぬ谷に牽ゆきその谷において牝牛の頸を折べし

その時は祭司たるレビの子孫等其處に進み来るべし彼らは汝

の神エホバが選びて己に事へしめまたエホバの名をもて祝することを爲しめたまふ者にて一切の訴訟と一切の

争競は彼らの口によりて決定るべきが故なり

而してその人の殺されをりし處に最も近き邑の長老等その谷に

て頸を折たる牝牛の上において手を洗ひ

答へて言べし我らの手はこの血を流さず我らの目はこれを見ざりし

なり

エホバよ汝が贖ひし汝の民イスラエルを赦したまへこの辜なき者の血を流せる罰を汝の民イスラエルの

中に降したまふ勿れと斯せば彼らその血の罪を赦されん

汝かくエホバの善と觀たまふ事をおこなひその辜な

き者の血を流せる咎を汝らの中より除くべし

汝出て汝の敵と戰ふにあたり汝の神エホバこれを汝の手に付したまひて汝これを俘虜となしたる時

汝

もしその俘虜の中に貌美しき女あるを見てこれを悦び取て妻となさんとせば

汝の家の中にこれを携へゆく

べし而して彼はその髪を剃り爪を截り

また俘虜の衣服を脱して汝の家に居りその父母のために一月のあひ

だ哀哭べし然る後なんち彼の處に入りてこれが夫となりこれを汝の妻とすべし

その後汝もし彼を好まずなり

なば彼の心のまゝに去ゆかしむべし決して金のためにこれを賣べからず汝すでにこれを犯したれば之を嚴く待遇

せし

べからざるなり

人二人の妻ありてその一人は愛する者一人は惡む者ならんにその愛する者と惡む者の二人ともに男の子を生ありてその長子もし惡む婦の産る者なる時は 一六 その子等に己の所有を嗣しむる日にその惡む婦の産る長子を措てその愛する婦の産る子を長子となすべからず 一七 必ずその惡む者の産る子を長子となし己の所有を分つ時にこれには二倍を與ふべし是は己の力の始にして長子の權これに屬すればなり

人にもし放肆にして背悖る子ありその父の言にも母の言にも順はず父母これを責るも聽ことをせざる時は 一八 その父母これを執へてその處の門にいたり邑の長老等に就き 一九 邑の長老たちに言べし我らの此子は放肆にして背悖る者我らの言にしたがはざる者放蕩にして酒に耽る者なりと 二〇 然る時は邑の人みな石をもて之を擊殺すべし汝かく汝らの中より惡事を除き去べし然せばイスラエルみな聞いて懼れん

人もし死にあたる罪を犯して死刑に遇ことありて汝これを木に懸て曝す時は 二一 翌朝までその體を木の上に留おくべからず必ずこれをその日の中に埋むべし其は木に懸らるゝ者はエホバに詛はるゝ者なればなり斯するは汝の神エホバの汝に賜ふて產業となさしめたまふ地の汚れざらんためなり

第二二章 彙すべし 汝の兄弟の牛または羊の迷ひを見るを見てこれを見すて置べからず必ずこれを汝の兄弟に牽ゆきて

許におき汝の兄弟の尋ねきたるに及びて之を彼に還すべし 二二 汝の兄弟もし汝に近からざるか又は汝かれを知ざる時はこれを汝の家に牽ゆきて汝の衣服におけるも斯なすべし凡て汝の兄弟の失ひたる遺失物を得たる時も汝かく爲べし之を見すておくべからず

カ出二三・五 レ利一九・一九 ツ利一九・一九 ナ創二九・二一 士
ヨ利二二・二八 ソ哥後六・一四・一五、キ民一五・三八 太 一五二
タ申四・〇四 一六 二三・五

四 また汝の兄弟の驢馬または牛の途に踏れるを見て見すておくべからず必ずこれを助け起すべし

五 女は男の衣服を纏ふべからずまた男は女の衣裳を著べからず凡て斯する者は汝の神エホバこれを憎みたま

ふなり

六 汝鳥の巣の路の頭または樹の上または土の上にあるを見んに雛または卵その中にありて母鳥その雛または卵の上に伏をらばその母鳥を雛とともに取べからず 七 かならずその母鳥を去しめ唯その雛のみをとるべし然せば汝福祉を獲かつ汝の日を永うすることを得ん

八 汝 新しき家を建る時はその屋蓋の周圍に欄杆を設くべし是は人その上より墮てこれが血の汝の家に歸すること無らんためなり

九 汝菓物園に異類の種を混て播べからず然せば汝が播たる種より産する物および汝の菓物園より出る菓物みな聖物とならん 一〇 汝牛と驢馬とを耦せて耕することを爲べからず 一一 汝毛と麻とをまじへたる衣服を著べからず

一二 汝が上に纏ふ衣服の裾の四方に縫をつくべし

一三 人もし妻を娶り之とともに寝て後これを嫌ひ 一四 我この婦人を娶りしが之と寝たる時にその處女なるを見ざりしとて誹謗の辭柄を設けこれに悪き名を負せなば 一五 その女の父と母その女の處女なる證跡を取り門にをる邑の長老等にこれを差出し 一六 而してその女の父長老等に言へし我この人にわが女子を與へて妻となさしめしにこの人これを嫌ひ 一七 誹謗の辭柄を設けて言ふ我なんぢの女子の處女なるを見ざりしと然るに吾女子の處女なりし證跡は此にありと斯いひてその父母かの布を邑の長老等の前に展べし 一八 然る時は邑の長老等その人を執へ

「九 てこれを鞭ち 又これに銀百シケルを罰してその女の父に償はしむべし其はイスラエルの處女に惡き名を負せ
 「一〇 たればなり斯てその人はこれを妻とすべし一生これを去ことを得す 然どこの事もし眞にしてその女の處女な
 「一一 る證跡あらざる時は その女をこれが父の家の門に曳いだしその邑の人々石をもてこれを擊ころすべし其は彼
 「一二 その父の家にて淫なる事をなしてイスラエルの中に惡をおこなひたればなり汝かく惡事を汝らの中より除くべし
 「一三 もし夫に適し婦と寝る男あるを見ばその婦と寝たる男と其婦とをともに殺し斯して惡事をイスラエルの中
 「一四 より除くべし

「一五 處女なる婦人すでに夫に適の約をなせる後ある男これに邑の内に遇てこれを犯さば 汝らその二人を邑
 「一六 の門に曳いだし石をもてこれを擊ころすべし是その女は邑の内にありながら叫ぶことをせざるに因りまたその男
 「一七 はその鄰の妻を辱しめたるに因てなり汝かく惡事を汝らの中より除くべし

「一八 然ど男もし人に適の約をなし女に野にて遇ひこれを強て犯すあらば之を犯し男のみを殺すべし そ
 「一九 の女には何をも爲べからず女には死にあたる罪なし人その鄰人に起むかひてこれを殺せるとその事おなじ 其
 「二〇 は男野にてこれに遇たるが故にその人に適の約をなし女叫びたれども拯ふ者なかりしなり

「二一 男もし未だ人に適の約をなさる處女なる婦に遇ひこれを執へて犯すありてその二人見あらはされなば
 「二二 これを犯せる男その女の父に銀五十シケルを與へて之を己の妻とすべし彼その女を辱しめたれば一生これを
 「二三 去るべからざるなり

「二四 人その父の妻を娶るべからずその父の被を掀開べからず

ヲ尼一三・一・二
ワ申ニニ・九
カ民ニニ・五・六

ヨ喇九・二
タ創ニ五・二四・二五
二六 阿一〇・二二
申一〇・一九
ネ利ニ六・二二

ナ母御三〇・一五

第二三章

外腎を傷なひたる者または玉莖を切りたる者はエホバの會に入べからず
私子はエホバの會にいるべからざるなり

アンモン人およびモアブ人はエホバの會にいるべからず是は十代までもエホバの會にいるべからざるなり
是汝らがエジプトより出きたりし時に彼らはバンと水とをもて汝らを途に迎へずメソボタミアの
ペトル人ベオルの子バラムを倩ひて汝を詛はせんと爲たればなり 然れども汝の神エホバ、バラムに聽ことを
爲給はずして汝の神エホバその呪詛を變て汝のために祝福となしたまへり是汝の神エホバ汝を愛したまふが故
なり 汝一生いつまでも彼らのために平安をもまた福祿をも求むべからず

汝エドム人を惡べからず是は汝の兄弟なればなりまたエジプト人を惡むべからず汝もこれが國に客たりしこと有ばなり 彼等の生たる子等は三代におよばずエホバの會にいることを得べし

汝軍旅を出して汝の敵を攻る時は諸の惡き事を自ら謹むべし 汝らの中間にもし夜中計すも汚穢にふれ
て身の潔からざる人あらば陣營の外にいづべし陣營の内に入べからず 而して薄暮に水をもて身を洗ひ日の入
て後陣營に入べし 汝陣營の外に一箇の處を設けおき便する時は其處に往べし また器具の中に小鍬を備へ
おき外に出て便する時はこれをもて土を掘り身を返してその汝より出たる物を蓋ふべし 其は汝の神エホバ汝
を救ひ汝の敵を汝に付さんとて汝の陣營の中を歩きたまへばなり是をもて汝の陣營を聖潔すべし然せば汝の中に
汚穢物あるを見て汝を離れたまふこと有ざるべし

その主人を避て汝の許に逃きたる僕をその主人に交すべからず その者をして汝らの中に汝とともに居

しめ汝の一の邑の中に之が善と見て擇ぶ處に住しむべし之を虐遇べからず
 一七八
 一七 イスラエルの女子の中に娼妓あるべからずイスラエルの男子の中に男娼あるべからず 娼妓の得たる價
 および狗の價を汝の神エホバの家に携へいりて何の誓願にも用ゐるべからず是等はともに汝の神エホバの憎みたまふ者なればなり

一九 汝の兄弟より利息を取べからず即ち金の利息食物の利息など凡て利息を生ずべき物の利息を取べからず
 二〇 他國の人よりは汝利息を取も宜し惟汝の兄弟よりは利息を取べからず然ば汝が往て獲ところの地において汝の神エホバ凡て汝が手に爲ところの事に福祥をくだしたまふべし

二一 汝の神エホバに誓願をかけなば之を還すことを怠るべからず汝の神エホバからずこれを汝に要めたまふ
 二二 べし怠る時は汝罪あり 汝誓願をかけざるもの罪を獲ること有じ 汝が口より出しあ事は守りて行ふべし
 凡て自意の禮物は汝の神エホバに汝が誓願し口をもて約せしことくに行ふべし

二三 また汝の鄰の葡萄園に至る時汝意にまかせてその葡萄を飽まで食ふも宜し然ど汝の鄰の麥圃に鎌をいるべからず
 二四 人妻を取てこれを娶れる後恥べき所のこれにあるを見てこれを好まずなりたらば離縁状を書いてこ

せんに 後の夫もこれを嫌ひ離縁状を書いてその家より出すべし その婦これが家より出たる後往て他の人に嫁ぐことを
 四 夫死るあるも 是は已に身を汚玷したるに因て之を出したるその先の夫ふたゝびこれを妻にめとるべからず

ラ申ニ〇・七
 ワ創五・一八
 カ出二・一六
 ヨ申一九・一九
 タ利一三・二・一四・二
 レ民一一・一〇
 ツ路一七・三三
 哥前
 ネ伯二九・一・二三
 ナ申六・二五
 詩一〇
 ラ馬三・五
 ウ詩ニ五・一・八六・四
 三一・二〇
 哥後九
 六・三一
 一二二
 ム利一九・一三
 邸
 井雅五四
 •一三
 提後一・一八
 九
 但四・二七
 二二・一三
 雅五・四

是エホバの憎みたまふ事なればなり汝の神エホバの汝に與へて産業となさしめたまふ地に汝罪を負すなれ
 人あらたに妻を娶りたる時は之を軍に出すべからずまた何の職務をもこれに任すべからずその人は一年
 家に間居してその娶れる妻を慰むべし

人その磨礪を質におくべからず是その生命をつなぐ物を質におくなればなり

し然して汝らの中より惡を除くべし

イスラエルの子孫の中なるその兄弟を拐帶してこれを使ひまたはこれを賣る人あるを見ばその拐帶者を殺
 し然して汝らの中より惡を除くべし

汝癪病を慎み凡て祭司たるレビ人が汝らに教ふる所を善く守りて行ふべし即ち我が彼らに命ぜしごとく
 に汝ら守りて行ふべし 汝らがエジプトより出きたれる路にて汝の神エホバがミリアムに爲たまひしところの
 事を詰えよ

凡て汝の鄰に物を貸あたふる時は汝みづからこれが家にいりてその質物を取べからず 汝は外に立をり
 汝が貸たる人その質物を外に持いだして汝に付すべし その人もし困苦者ならば之が質物を留おきて睡眠に就
 べからず かならず日の入る頃その質物を之に還すべし然せばその人おのれの上衣をまとふて睡眠につくこと
 を得て汝を祝せん是汝の神エホバの前において汝の義となるべし

困苦る貧き傭人は汝の兄弟にもあれ又は汝の地にてなんぢの門の内に寄寓る他國の人にもあれ之を虚ぐ
 べからず 當日にこれが値をはらふべし日の入るまで延すべからず其は貧き者にてその心にこれを慕へばなり
 恐らくは彼エホバに汝を訴ふるありて汝罪を獲ん

父はその子等の故によりて殺さるべからず子等はその父の故によりて殺さるべからず各人おのれの罪によりて殺さるべきなり

一七八 よりて殺さるべきなり

一七 汝他國の人または孤子の審判を曲べからずまた寡婦の衣服を質に取べからず一八 汝詰ゆべし汝はエジプトに奴隸たりしが汝の神エホバ汝を其處より贖ひだしたまへり是をもて我この事をなせと汝に命するなり

一九 汝田野にて穀物を刈る時もしその一束を田野に忘れおきたらば返りてこれを取べからず他國の人と孤子と寡婦とにこれを取すべし然せば汝の神エホバ凡て汝が手に作ところの事に祝福を降したまはん

二〇 汝橄榄を打落す時は再びその枝をさがすべからずその遺れる者を他國の人と孤子と寡婦とに取すべし二一 また葡萄園の葡萄を摘とる時はその遺れる者を再びさがすべからず他國の人と孤子と寡婦とにこれを取すべし二二 汝詰ゆべし汝はエジプトの國に奴隸たりしなり是をもて我この事を爲せと汝に命す

二三 人と人との間に争辯ありて來りて審判を求むる時は士師これを鞠きその義き者を義とし悪き者を

二四 悪とすべし二五 その悪き者もし鞭つべき者ならば士師これを伏せその罪にしたがひて數のごとく

二六 自己の前にてこれを扑すべし二七 これを扑ことは四十を逾べからず若これに逾て是よりも多く扑ときは汝その汝の兄弟を賤め視にいたらん

二八 穀物を碾す牛に口籠をかく可らず

二九 兄弟ともに居んにその中の一人死て子を遺さる時はその死たる者の妻いでて他人に嫁ぐべからず其夫の

ソ創三八・九
ツ得四・一〇
ネ得四・一一

ナ得四・六
ラ得四・七
ム得四・一一

ウ申一九・一三
井利一九・三五、三六
羅一一一、結四五

・一〇、米六・二一
ノ出二〇・一二
オ鐵一一一、撒前四
ヤ時三六・一、鐵一六

・六、羅三・一八
マ母制一五・三

大 兄弟これの所に入りこれを娶りて妻となし斯してその夫の兄弟たる道をこれに盡し 而してその婦の生ところ
の初子をもてその死たる兄弟の後を嗣しめその名をイスラエルの中に絶ざらしむべし 然どその人もしその兄
弟の妻をめとることを肯ぜずばその兄弟の妻門にいたりて長老等に言べし吾夫の兄弟はその兄弟の名をイスラエ
ルの中に興ることを肯ぜず吾夫の兄弟たる道を盡すことをせずと 然る時はその邑の長老等かれを呼よせて
諭すべし然るも彼堅く執て我はこれを娶ることを好まずと言ば 九 その兄弟の妻長老等の前にて彼の側にいたり
これが鞋をその足より脱せその面に唾して答て言べしその兄弟の家を興ることを肯ぜざる者には斯のごとくすべ
きなりと 一 またその人の名は鞋を脱たる者の家とイスラエルの中に稱へらるべし

二 一人二人あひ争そふ時に一人の者の妻その夫を擊つ者の手より夫を救はんとて進みより手を伸てその人の
陰所を執ふるあらば 二 汝その婦の手を切おとすべし之を憫れみ視るべからず

三 汝の囊の中に一箇は大く一箇は小さ二種の權衡石をいれおくべからず 一四 汝の家に一箇は大く一箇は小さ
二種の升斗をおくべからず 一五 唯十分なる公正き權衡を有べくまた十分なる公正き升斗を有べし然せば汝の神エ
ホバの汝にたまふ地に汝の日永からん 一六 凡て斯る事をなす者は汝の神エホバこれ
を憎みたまふなり

一七 汝らがエジプトより出きたりし時その路においてアマレクが汝に爲たりし事を記憶よ 一八 即ち彼らは汝を
途に迎へ汝の疲れ倦たるに乘じて汝の後なる弱き者等を攻撃り斯かれらは神を畏れざりき 一九 然ば汝の神エホバ
の汝に與へて産業となさしめたまふ地において汝の神エホバ汝にその周圍の敵を盡く攻ふせて安泰ならしめたま

ふに至らば汝アマレクの名を天が下より塗抹て之をおぼゆる者ながらしむべし

第二六章 汝の神エホバの汝に與へたまへる地の諸の土産の初を取て筐にいれ汝の神エホバのその名を置ん

とて選びたまふ處にこれを携へゆくべし

而して汝當時の祭司に詣り之にいふべし我は今日なんちの神エホバ

に申さん我はエホバが我らに與へんと我らの先祖等に誓ひたまひし地に至れりと

四

然る時は祭司汝の手よりそ

の筐をとりて汝の神エホバの壇のまへに之を置べし

五

汝また汝の神エホバの前に陳て言べし我先祖は憫然なる

一人のスリア人なりしが僅少の人を將てエジプトに下りゆきて其處に寄寓をりそこにて終に大にして強く人口お

六

ほき民となれり

七

然るにエジプト人我らに害を加へ我らを悩まし辛苦力役を我らに負せたりしに因て

八

我等先祖等の神エホバに向ひて呼はりければエホバわれらの聲を聽き我らの艱難と勞苦と虐遇を顧みたまひ

九

而してエホバ強き手を出し腕を伸べ大なる威嚇と徵證と奇跡とをもてエジプトより我らを導きいだし

一〇

この處に我らを携へいりてこの地すなはち乳と蜜との流るゝ地を我らに賜へり

一一

エホバよ今我なんちが我に賜ひし地の產物の初を持きたれりと斯いひて汝その筐を汝の神エホバの前にそなへ汝の神エホバの前に禮拜をなすべし

一二

而して汝は汝の神エホバの汝と汝の家に降したまへる諸の善事のためにレビ人および汝の中間なる旅客とともに

一三

樂むべし

二 第三年すなはち十に一を取の年に汝その諸の產物の什一を取りレビ人と客旅と孤子と寡婦とにこれを與へて汝の門の内に食ひ飽しめたる時は

汝の神エホバの前に言べし我は聖物を家より執いだしましたレビ人と客旅
(タリ)
樂むべし

ヨ利二七・三〇 民 タ時一一九・一四一、 一一一 何九・四 ツ出二〇・一九 二八・九 ラ出一九六 中七 ム書四一
一八・二四 一五三・一七六 ソ賽六三・一五 聖ニ ネ出六・七、 一九・五 ナ申四・七八、 二八、 六・二八・九 彼前 ウ書八・三三
レ利七・一〇、 一一・一三 申七・六、 一四・二、 一時一四八・一四 二・九 ノ出一〇・二五 書八

と孤子と寡婦とにこれを與へ全く汝が我に命じたまひし命令のごとくせり我は汝の命令に背かずまたこれを忘れ
一四 ざるなり 一四 われ 我はこの聖物を喪の中に食ひし事なくまた汚穢たる身をもて之を携へ出しゝ事なくまた死人のためにこれを贈りし事なきなり我はわが神エホバの言に聽したがひて凡て汝が我に命じたまへるごとく行へり 一五 願は
くは汝の聖住所なる天より臨み觀汝の民イスラエルと汝の我らに與へし地とに福祉をくだしたまへ是は汝がわれらの先祖等に誓ひたまひし乳と蜜との流るゝ地なり

一六 今日汝の神エホバこれら法度と律法とを行ふことを汝に命じたまふ然ば汝心を盡し精心を盡してこれを守りおこなふべし 一七 今日なんぢエホバを認めて汝の神となし且その道に歩みその法度と誠法と律法とを守りその聲に聽したがはんと言り 一八 今日エホバまたその言しごとく汝を認めてその寶の民となし且汝にその諸の誠命を守れと言たまへり 一九 エホバ汝の名譽と聲聞と榮耀とをしてその造れる諸の國の人にはさらしめたまはん汝はその神エホバの聖民となることその言たまひしごとくならん

第二十七章
モーセ、イスラエルの長老等とともにありて民に命じて曰ふ我が今日なんぢらに命するこの誠命
一 を汝ら全く守るべし 二 汝らヨルダンを濟り汝の神エホバが汝に與へたまふ地にいる時は大なる石
數箇を立て石灰をその上に塗り 三 既に濟りて後この律法の諸の言語をその上に書すべし然すれば汝の神エホバの汝にたまふ地なる乳と蜜の流るゝ國に汝いるを得ること汝の先祖等の神エホバ即ち汝らヨルダンを濟るによばゞ我が今日なんぢらに命するその石をエバル山に立て石灰をその上に塗べし
四 また其處に汝の神エホバのために石の壇一座を築くべし但し之を築くには鐵の器を用ゐるべからず 五 汝新石

セをもて汝の神エホバのその壇を築きその上にて汝の神エホバに燔祭を獻ぐべし。汝また彼處にて酬恩祭を獻げその物を食ひて汝の神エホバの前に樂むべし。汝この律法の諸の言語をその石の上に明白に書すべし。

モーセまた祭司たるレビ人とともにイスラエルの全家に告て曰ふイスラエルよ謹みて聽け汝は今日汝の神

エホバの民となれり。然ば汝の神エホバの聲に聽從ひ我が今日汝に命する之が誠命と法度をおこなふべし。

その日にモーセまた民に命じて言ふ。汝らがヨルダンを渡りし後是らの者グリジム山にたちて民を祝すべし即ちシメオン、レビ、ユダ、イッサカル、ヨセフおよびニヤミニ。また是らの者はエバル山にたちて呪詛ことをすべし即ちルベン、ガド、アセル、ゼブルン、ダンおよびナフトリ。レビ人大聲にてイスラエルの

人々に告て言べし。

偶像は工人の手の作にしてエホバの憎みたまふ者なれば凡てこれを刻みまたは鑄造りて密に安置く人は詛はるべしと民みな對へてアーメンといふべし。その父母を輕んずる者は詛はるべし民みな對てアーメンといふべし。その鄰の地界を侵す者は詛はるべし民みな對へてアーメンといふべし。客旅孤子および寡婦の審判を枉る者は詛はるべし民みな對へてアーメンといふべし。凡て獸畜と交る者は詛はるべし民みな對へてアーメンといふべし。その父の妻と寝る者はその父を辱しむるなれば詛はるべし民みな對へてアーメンといふべし。その父の女子またはその母の女子たる己の姉妹と寝る者は詛はるべし民みな對へてアーメンといふべし。その妻の母と寝る者は詛はるべし。

イ申二六・一八	ニ申三三・一〇	書ハ	四・一六・二三・五	ト出二〇・二二・二一	リ利一九・一四	一 申二二・三〇	カ利一八・一七・二〇	ヨ出二〇・一三・二一
ロ申一・二九	書ハ	三三	但九・一	八 察四四・九	何	一 申二一・一八	チ利一八・二三・二〇	二 二二・一四利二四
・三三	土九・七	オ出二〇・四・二三	一三・二	一七 利一九・三	ヌ出二二・二一・二三	申一〇・一八、二四	・一五	・二七 民三五・三
ハ申二・二九	書ハ	三四・一七	利一九 ヘ民五・二二耶一一	チ申一九・一四	馬三・五	ワ利一八・九、二〇	一 申一九・一	タ出二三・七・八
・三三				緒				申二二・一六
ハ申二・二九	書ハ	三四・一七	利一九 ヘ民五・二二耶一一	チ申一九・一四	馬三・五	ワ利一八・九、二〇	一 申一九・一	タ出二三・七・八
・三三				緒				申二二・一六

一〇・一七、一六、ソ出一五・二六 利ナ詩一二八・一、四
 一九 結二二・二三 二六・三 寅五五・二 ラ創三九・五
 レ申二八・一五 論ツ申二六・一九 ム申二八・一、一 創
 一一九・二一 耶ネ申二八・一五 亞一・二二・一七、四九・
 一・三 加三・一〇 六 提前四・八
 一一三 申七・一三 二五 申七・一三 ウ詩一二一・八
 一九 三九 二三 申二八・四 三〇 テ申一五・六

三四
 民みな對へてアーメンといふべし 暗の中にその鄰を擊つ者は詛はるべし民みな對へてアーメンといふべし
 三四
 報酬をうけて無辜者を殺してその血を流す者は詛はるべし民みな對へてアーメンといふべし
 三四
 言を守りて行はざる者は詛はるべし民みな對へてアーメンといふべし

一
 汝もし善く汝の神エホバの言に聽したがひ我が今日なんちに命するその一切の誠命を守りて行は
 一
 ば汝の神エホバ汝をして地の諸の國人の上に立しめたまふべし 汝もし汝の神エホバの言に聽し
 一
 たがふ時はこの諸の福祉汝に臨み汝におよばん 汝は邑の内にても福祉を得田野にても福祉を得ん
 一
 の胎の産汝の地の産汝の家畜の産汝の牛の産汝の羊の産に福祉あらん また汝の飯籃と汝の捏盤に福祉あらん
 一
 汝は入にも福祉を得出るにも福祉を得べし

一
 汝の敵起て汝を攻るあればエホバ汝をして之を打敗らしめたまふべし彼らは一條の路より攻きたり汝の前
 一
 にて七條の路より逃はしらん エホバ命じて福祉を汝の倉庫に降しまだ汝が手にて爲ところの事に降し汝の神
 一
 エホバの汝に與ふる地においてエホバ汝を祝福たまふべし 汝もし汝の神エホバの誠命を守りてその道に歩ま
 一
 ばエホバ汝に誓ひしごとく汝を立て己の聖民となしたまふべし 然る時は地の民みな汝がエホバの名をもて稱
 一
 へらるゝを見て汝を畏れん エホバが汝に與へんと汝の先祖等に誓ひたまひし地においてエホバ汝の佳物すな
 一
 はち汝の身の産と汝の家畜の産と汝の地の産とを饒にしたまふべし エホバその寶の藏なる天を啓き雨をその
 一
 時にしたがひて汝の地に降し汝の手の諸の行為に祝福をたまはん汝は許多の國々の民に貸ことをなすに至らん借

ことなかるべし 一三 エホバ汝をして首とならしめたまはん尾とはならしめたまはじ汝は只上におらん下には居じ汝もし我が今日汝に命する汝の神エホバの誠命に聽したがひてこれを守りおこなはゞかならず斯のごとくなるべし 一四 汝わが今日汝に命するこの言語を離れ右または左にまがりて他の神々にしたがひ事ふることをすべからず汝もし汝の神エホバの言に聽したがはず我が今日なんちに命するその一切の誠命と法度とを守りおこなはずば此もろもろの呪詛汝に臨み汝におよぶべし 一五 汝は邑の内にても祖はれ田野にても祖はれん 一六 また汝の飯籃も汝の捏盤も祖はれん 一七 汝の胎の産汝の地の産汝の牛の産汝の羊の産も祖はれん 一八 汝は入にも祖はれ出るにも祖はれん

二〇 エホバ汝をしてその凡て手をもて爲ところにおいて呪詛と恐懼と譴責を蒙らしめたまふべければ汝は滅びて速かに亡はてん是は汝惡き事をおこなひて我を棄るによりてなり 二一 エホバ疫病を汝の身に着せて遂に汝をその往て得るところの地より滅ぼし絶たまはん 二二 エホバまた癆瘍と熱病と傷寒と瘧疾と刀劍と枯死と汚腐とをもて汝を擊なやましたまふべし是らの物汝を追ひ汝をして滅びさせしめん 二三 汝の頭の上なる天は銅のことくになり汝の下なる地は鐵のことくになるべし 二四 エホバまた雨のかはりに沙と灰とを汝の地に降せたまはん是らの物天より汝の上に下りて遂に汝を滅ぼさん

二五 エホバまた汝をして汝の敵に打敗られしめたまふべし汝は彼らにむかひて一條の路より進み彼らの前にて七條の路より逃はしらん而して汝はまた地の諸の國にて虐遇にあはん 二六 汝の死屍は空の諸の鳥と地の獸の食と

イザ九・一四・一五	一三 馬二・二	一四・一三	二四・一〇	一七・三七 申三三	六 詩七九・二 聖	一九 一五・二六	二〇
口申五・三二・一	二申二八・二	チ詩八〇・一六	賽ヌ利二六・一六	三〇・一七、五一・ル摩四・九	七・三三・一六・四、レ博列五・六 詩七八	ホ伯三一・一〇	席八
一六	ホ申二八・三	三〇・一七	一九	カ耶一五・四、二四	三四・一〇	六六	
ハ利二六・一四 嘉二	ヘ馬二・二	二〇、六六・一五	チ利二六・一九	九 結二三・四六	三四・一〇	九	
一七	但九・一六	ト母前一四・二〇	亞リ利二六・二五	ヲ利二六・一九	ソ耶四・九	ナ伯三一・八 耶一二	一三 麻五・一
					ツ伯五・一四	ナ伯五・一四	
					タ申二八・三五	タ申二八・三五	
					出九	ツ伯五・一四	
					ソ耶四・九	ナ伯三一・八 耶一二	
					ナ伯三一・八 耶一二	一三 麻五・一	

未六・一五 番一・ム申二〇・六 二六・一六 耶五・オ申二八・二七
一三 ウ詩一・九・八二 一七
ラ申二〇・六 井申二八・五一 利 ノ申二八・六七

ニ五・セ二・一 代下 ヤ申四二八、二八。 二四・九、二五・九 フ米六・一五 基一・六
三三・一、三六 六四 邪一六・一三 強ハ・一三
ニ四・二二・一 四 六・二〇 マ王上九・七・八 耶 ケ詩四・一四
マ王上九・七・八 耶 ケ詩四・一四
エ夏一・五

二七 ならん然るもこれを逐はらふ者あらじ 二七 エホバまたエジプトの瘡瘍と痔と癰と瘻とをもて汝を擊たまはん汝は
これより愈ることあらじ 二八 エホバまた汝を擊ち汝をして狂ひ且目くらみて心に驚き慄れしめたまはん 二九
二九 聖者が暗にたどるごとく眞晝においても尙たどらん汝その途によりて福祉を得ることあらじ汝は只つねに虐げら
れ掠められんのみ汝を救ふ者なかるべし 三〇 汝妻を娶る時は他の人これと寝ん汝家を建るもその中に住ことを得
ず葡萄園を作るもその葡萄を摘とることを得じ 三一 汝妻を娶る時は他の人これと寝ん汝家を建るもその中に住ことを得
驢馬は汝の目の前にて奪ひさられん再び汝にかへることあらじ又なんぢの羊は汝の敵の有とならん然ど汝にはこ
れを救ふ道あらじ 三二 汝の男子と汝の女子は他邦の民の有とならん汝は終日これを慕ひ望みて目を喪ふに至らん
三三 汝の手には何の力もあらじ 三三 汝の地の產物および汝の勞苦て得たる物は汝の識ざる民これを食はん汝は只つね
に虐げられ窘められん而已 三四 汝はその目に見るところの事によりて心狂ふに至らん 三五 エホバ汝の膝と脛とに
悪くして愈ざる瘡瘍を生ぜしめて終に足の蹠より頭の頂にまでおよぼしたまはん
三六 エホバ汝と汝が立たる王とを携へて汝も汝の先祖等も知ざりし國々に移し給はん汝は其處にて木または石
なる他の神々に事ふるあらん 三七 汝はエホバの汝を遣はしたまふ國々にて人の詫異む者となり諺語となり諷刺と
ならん 三八 汝は多分の種を田野に携へ出すもその刈とるところは少かるべし 三九 汝
葡萄園を作りてこれに培ふもその酒を飲ことを得ずまたその果を斂むることを得じ蟲これを食ふべければなり
四〇 汝の國には遍く橄欖の樹あらん然ど汝はその油を身に膏ことを得じ其果みな墮べければなり 五四 汝男子女子
を擧くるもこれを汝の有とすることを得じ皆擧へゆかるべければなり 四五 汝の諸の樹および汝の地の產物はみな

蝗いなこれを取あらて食くらふべし 四三 汝なんぢの中間にある他國よそじの人はますます高たかくなりゆきて汝のうの上うへに出いで汝はますます卑ひくくなりゆかん 四四 彼かれは汝なんぢに貸かすことをせん汝はは彼かれに貸かすことを得えじ彼かれは首かしらとなり汝は尾をとならん 四五 この諸もろくの災禍かさはひ汝に臨のぞみ汝を追おひ汝に及びてつひに汝を滅ほぼさん是は汝その神エホバの言ことばに聽きしたがはず其そのなんぢに命めいじたまへる誠命いきしめと法度のりとを守まもらざるによるなり 四六 是等これらの事ことは恒づねになんぢと汝の子孫の上うへにありて徵證しるしとなり人ひとを驚おどろかす者ものとなるべし

四七 なんぢ萬よろづの物ものの豊饒ゆたかなる中にて心こころに歡び樂よろこみて汝の神エホバに事つかへざるに因ゆゑり 飢うゑ渴かわきかつ裸はだかになり萬よろづの物ものに乏とぼしくしてエホバの汝に攻せめきたらせたまふところの敵てきに事つかふるに至いたらん彼鐵かれでつの輜くわをなんぢの頸くびにつけて遂ついに汝をほろぼさん 四九 即すなはちエホバ遠とほきとこ方ほうより地ぢの極はて所より一ひとつの民たみを鷲わしの飛とががごとくに汝に攻せめきたらしめたまはん是は汝がその言語ことばを知しざる民たみ 五一 その面おもての猛惡ひょうあくなる民にして老おたる者の身みを顧かへりみず幼稚おさなき者ものを憐あはれます 汝の家畜かちくの產うぶと汝の地ぢの產うぶを食くらひて汝をほろぼし穀物こくもつをも酒さけをも油あぶらをも牛うしの產うぶをも羊ひつじの產うぶをも汝のために遺のこさずして終つひに全まつたく汝を滅ほさん 五二 その民たみは汝の全國ぜんこくにおいて汝の一切すべの邑い々をを攻圍せめがこみ遂ついにその汝が賴たのむ堅固けんごなる高たかき石垣いしがきをことごとく打圮なぶし汝の神エホバの汝にたまへる國にの中うちなる一切すべての邑い々ををことごとく攻圍せめがこむべし 五三 汝は敵かたに圍こまれ烈はしく攻せめなやまさるよによりて終つひにその汝の神エホバに賜たまはれる汝の胎の產うぶなる男おとこ女子むすめの肉にくを食くらふにいたらん 五四 汝らの中うちの柔やはらか生育せいいくにして軟弱なんぢなる男おとこすらもその兄弟きょうだいとその懷ふとろぎの妻めとその遺のこれる子女こどもとを疾視にくさんみ 五五 自己おのれの食くらふその子等こどもの肉にくをこの中の誰谁にも與あふることを好すまざらん是は汝の敵汝の一切すべの邑い々をを圍こみ烈はしく汝を攻せめなや

レ申二八・五四
ソ創四九・一〇
ツ出六・三

ネ但九・二二
ナ申七・一五
ラ申一〇・二二
尼九・ウ申三〇・九
耶三二・二四

二三
ム申四・二七
井鐵一・二六
賽一・
八耶二六・一三

ノ和二六・三三
申四
オ申二八・三六
ケ申二八・三四
マ利二八・一六
ケ申一七・一六

マ利二八・一六
ケ申二八・三四
フ伯七・四

コ申一七・一六
エ耶四三・七
何八
一三、九・三

五六 まして何物をも其人に遺さざればなり 又汝らの中の柔生育にして

五七 繼弱なるがために足の蹠を土につくることをも敢てせざる者すらもその懷の夫とその男子とその女子とを疾視

五七 己の足の間より出る胞衣と己の産ところの子を取て密にこれを食はん是は汝の敵なんぢの邑々を圍み烈しくこれを攻なやすによりて何物をも得ざればなり

五八 汝もしこの書に記したるこの律法の一切の言を守りて行はず汝の神エホバと云榮ある畏るべき名を畏れず

五九 エホバ汝の災禍と汝の子孫の災禍を烈しくしたまはん其災禍は大にして久しくその疾病は重くして久しか

六〇 るべし エホバまた汝が懼れし疾病なるエジプトの諸の疾病を持きたりて汝の身に纏ひ附しめたまはん

六一 た此律法の書に載ざる諸の疾病と諸の災害を汝の滅ぶるまでエホバ汝に降したまはん

六二 に衆多かりしも汝の神エホバの言に聽したがはざるによりて残り寡に打なさるべし

六三 エホバさきに汝らを善し

六四 地より拔さらるべし エホバ地のこの極よりかの極までの國々の中に汝を散したまはん汝は其處にて汝も汝の

六五 先祖等も知ざりし木または石なる他の神々に事へん その國々の中にありて汝は安寧を得ずまた汝の足の蹠を

六六 休むる所を得じ其處にてエホバ汝をして心慄き目昏み精神亂れしめたまはん

六七 如く汝に見ゆ汝は夜晝となく恐怖をいだき汝の生命おぼつかなしと思はん

汝心に懼るゝ所によりまた目に

六八 見る所によりて朝においては言ん嗚呼夕ならば善らんとまた夕においては言ん嗚呼朝ならば善らんと エホバ

なんぢを舟にのせ彼の昔わが汝に告て汝は再びこれを見ることあらじと言たるその路より汝をエジプトに曳ゆき

たまはん彼處にて人汝らを賣て汝らの敵の奴婢となさん汝らを買ふ人もあらじ

第二十九章

ことし是はホレブにてかれらと結びし契約の外なる者なり

モーセ、イスラエルの全家を呼あつめて之に言けるは汝らはエホバがエジプトの地において汝らの目の前にてバロとその臣下とその全地とに爲たまひし一切の事を觀たり 即ち其大なる試煉と徵證と大なる奇跡とを汝目に觀たるなり 然るにエホバ今日にいたるまで汝らの心をして悟ることなく目をして見ることなく耳をして聞ことならしめたまへり 四十年の間われ汝らを導きて曠野を通りしが汝らの身の衣服は古びず汝の足の鞋は古びざりき 汝らはまたパンをも食はず葡萄酒をも濃酒をも飲ざりき斯ありて汝らは我が汝らの神エホバなることを知り 汝らこの處に來りし時ヘシボンの王シボンおよびバシャンの王オグ我らを迎へて戰ひしが我らこれを打敗りて その地を取りこれをルベン人とガド人とマナセの半支派とに與へて産業となさしめたり然ば汝らこの契約の言を守りてこれを行ふべし然れば汝らの凡て爲ところに祥あらん

汝らはみな今日なんぢらの神エホバの前に立つ即ち汝らの首領等なんぢらの支派なんぢらの長老等および汝らの牧司等などイスラエルの一切の人 汝らの小き者等汝らの妻ならびに汝らの營の中にをる客旅など凡て汝のために薪を割る者より水を汲む者にいたるまで皆エホバの前に立て ニニ汝の神エホバの契約に入んとし又汝の神エホバの汝にむかひて今日なしたまふところの誓に入んとす 然ばエホバさきに汝に言しごとくまた汝の先祖アブラハム、イサク、ヤコブに誓ひしごとく今日なんぢを立て己の民となし己みづから汝の神となりたまはん

カ出六・七
ヨ創一七・七
タ申二八・九

レ耶三一・三二、三三、ネ徒八・二三、來一二、ム賽三〇・一
三三、來八・七、八、一五、ウ結一四・七、八
ソ徒二・三九、哥前七、ナ耶三・一七、七・二四、井詩四七・一
・一四、一七・六、三九、傳ノ詩七九・五、結三三、一七・六、番二・九
ツ申一一・一六、マ創一九・三四、二五
オ申九・一四、ク太ニ四・五、ケ王上九・八、九、耶三〇・一
ヤ詩一〇・七、三四、耶二・九、マ創一九・三四、二五

「四」 我はたゞ汝らと而已此契約と誓とを結ぶにあらず。今日此にてわれらの神エホバの前に我らとともにたちをる者ならびに今日われらとともに此にたち居ざる者ともこれを結ぶなり。我らは如何にエジプトの地に住をりしか如何に國々を通り來りしか汝らこれを知り。汝らはまた木石金銀にて造れる憎むべき物および偶像のその國々にあるを見たり。然ば汝らの中に今日その心に我らの神エホバを離れて其等の國々の神に往て事ふる男男女宗族支派などあるべからず又なんちらの中に寧謐または茵蔶を生ずる根あるべからず。斯る人はこの呪詛の言を聞もその心に自ら幸福なりと思ひて言ん我はわが心を剛愎にして事をなすも尙平安なり終には醉飽る者をもて渴ける者を除くにいたらんと。是のごとき人はエホバかならず之を赦したまはじ還てエホバの忿怒と嫉妬の火これが上に燃えまたこの書にしるしたる災禍みなその身に加はらんエホバつひにその人の名を天が下より抹さりたまふべし。エホバすなはちイスラエルの諸の支派の中よりその人を分ちてこれに災禍を下しこの律法の書にしるしたる契約中の諸の呪詛のごとくしたまはん。

「三」 汝等の後に起る汝らの子孫の代の人および遠き國より来る客旅この地の災禍を見またエホバがこの地に流行せたまふ疾病を見て言ところあらん。即ち彼ら見るにその全地は硫黃となり鹽となり且焼土となりて種も蒔れず産する所もなく何の草もその上に生ぜずして彼の昔エホバがその震怒と忿恨とをもて毀ちたまひしソドム、ゴモラ、アデマ、ゼボイムの毀たれると同じかるべければ。彼らも國々の人もみな言んエホバ何とて斯この地になしたるやこの烈しき大なる震怒は何事ぞやと。その時人應へて曰ん彼らはその先祖たちの神エホバ

二六 がエジプトの地より彼らを導きいたして彼らと結びたるその契約を棄て 二七 往て己の識すまた授らざる他の神々に事へてこれを拜みたるが故なり 二七 是をもてエホバこの地にむかひて震怒を發しこの書にしるしたる諸の災禍二八 をこれに下し 二八 而してエホバ震怒と忿恨と大なる憤怨をもて彼らをこの地より抜とりてこれを他の國に投やれりその狀今日のごとし 二九 隠微たる事は我らの神エホバに屬する者なりまた顯露されたる事は我らと我らの子孫に屬し我らをしてこの律法の諸の言を行はしむる者なり

第三〇章

一 我が汝らの前に陳たるこの諸の祝福と呪詛の事すでに汝に臨み汝その神エホバに逐やられたる諸の國々において此事を心に考ふるにいたり 二 汝と汝の子等ともに汝の神エホバに起かへり我が今日なんぢに命する所に全たく循がひて心をつくし精神をつくしてエホバの言に聽したがはゞ 三 汝の神エホバ汝の俘擄を解て汝を憐れみ汝の神エホバ汝を顧みその汝を散しゝ國々より汝を集めたまはん 三 汝たとひ天涯に逐やらるゝとも汝の神エホバ其處より汝を携へかへりたまはん 四 汝の神エホバ汝をしてそくの先祖の有ちし地に歸らしめたまふて汝またこれを有つにいたらんエホバまた汝を善し汝をして心を盡し精神をつく汝からしめたまはん 六 汝の神エホバ汝の心と汝の子等の心に割禮を施こし汝をして心を盡し精神をつくして汝の神エホバを愛せしめ斯して汝に生命を得させたまふべし 七 汝の神エホバまた汝を善し汝をして心を盡し精神をつくとにこの諸の災禍をかうむらせたまはん 八 然ど汝は再びエホバの言に聽したがひ我が今日なんぢに命するそ切の誠命を行ふにいたらん 九 然る時は汝の神エホバ汝をして汝が手をかくる諸の物と汝の胎の産と汝の家畜の産と汝の地の産に富しめて汝を善したまはん即ちエホバ汝の先祖たちを悦こびしごとく再び汝を悦こびて汝を

ル申二八・二
三二四一
カ羅一〇六

ワ賽四五二九
ヨ申三〇・一、一九、
タ申四・二六、八・一九
レ申四・二六、三一、
ツ詩ニ七・一、六六。

一一・二六
二八

九 約一一・一五
ネ出セセ申三四・七

善したまはん 一〇 是は汝その神エホバの言に聽したがひ此律法の書にしるされたる誠命と法度を守り心をつくし精神を盡して汝の神エホバに歸するによりてなり

一一 我が今日なんちに命する誠命は汝が理會がたき者にあらずまた汝に遠き者にあらず 一二 是は天に在ならねば汝は誰か我らのために天にのぼりてこれを我らに持くだり我らにこれを聞せて行はせんかと曰ふにおよばず 一三 または海の外にあるならねば汝は誰か我らのために海をわたりゆきてこれを我らに持きたり我らにこれを聞せて行はせんかと曰におよばず 一四 是言は甚だ汝に近くして汝の口にあり汝の心にあれば汝これを行ふことを得べし

一五 視よ我今日生命と福德および死と災禍を汝の前に置り 一六 即ち我今日汝にむかひて汝の神エホバを愛しその道に歩みその誠命と法度と律法とを守ることを命するなり然なさば汝生ながらへてその數衆くならんまた汝の神エホバ汝が往て獲るところの地にて汝を祝福たまふべし 一七 然ど汝もし心をひるがへして聽從がはず誘はれて他の神々を拜みまたこれに事へなば 一八 我今日汝らに告ぐ汝らは必ず滅びん汝らはヨルダンを渡りゆきて獲るところの地にて汝らの日を永うすることを得ざらん 一九 我今日天と地を呼て證となす我は生命と死および祝福と呪詛を汝らの前に置り汝生命をえらぶべし然せば汝と汝の子孫生存らふることを得ん 二〇 即ち汝の神エホバを愛してその言を聽き且これに附従があべし斯する時は汝生命を得かつその日を永うすることを得エホバが汝の先祖アブラハム、イサク、ヤコブに與へんと誓ひたまひし地に住ふことを得ん

一一 第三一章 一二 茲にモーセ往てイスラエルの一切の人にこの言をのべたり 即ちこれに言けるは我は今日すで

に百二十歳なれば最早出入をすること能はず且またエホバ我にむかひて汝はこのヨルダンを済ることを得ずと宣へり。汝の神エホバみづから汝に先だちて渡りゆき汝の前よりこの國々の人を滅ぼしさりて汝にこれを獲させたまふべしまたエホバのかつて宣まひしごとくヨシュア汝を率ゐて済るべし。エホバさきにアモリ人の王シボンとオグおよび之が地になしたる如くまた彼らにも爲てこれを滅ぼしたまはん。エホバかれらを汝らの前に付したまふべければ汝らは我が汝らに命ぜし一切の命令のごとくこれに爲べし。汝ら心を強くしかつ勇め彼らを懼るゝ勿れ彼らの前に慄くなれ其は汝の神エホバみづから汝とともに往きたまへばなり必ず汝を離れず汝を棄たまはじ。斯てモーセ、ヨシュアを呼びイスラエルの一切の人の目の前にてこれに言ふ汝はこの民とともに往き在昔エホバがかれらの先祖たちに與へんと誓ひたまひし地に入るべきが故に心を強くしかつ勇め汝彼らにこれを獲さすることを得べし。エホバみづから汝に先だちて往きたまはんまた汝とともに居り汝を離れず汝を棄たまはじ懼るゝ勿れ驚くなれ。

モーセこの律法を書きエホバの契約の櫃を昇ところのレビの子孫たる祭司およびイスラエルの諸の長老等に授けたり。而してモーセ彼らに命じて言けるは七年の末年すなはち放釋の年の節期にいたり結茅の節においてニイスラエルの人皆なんぢの神エホバの前に出んとてエホバの選びたまふ處に來らんその時に汝イスラエルの一切の人の前にこの律法を誦てこれに聞すべし。即ち男女子等および汝の門の内なる他國の人など一切の民を集め彼らをしてこれを聽かつ學ばしむべし然すれば彼等汝らの神エホバを畏れてこの律法の言を守り

イ民二七・一七 王上	二八	リ申一・二九、七・一八 ワ出一三・二一、二二
三・七		五
口民二〇・二二、二七	ホ民二一・二四、三三	リ申一・二九、七・一八 ワ出一三・二一、二二
・二三	ヌ申二・〇、四	三三・一四 申九・三 タ申三一・二五 申
ハ廿九・三	ト申三・二七	ル書一・五來一三・五 カ書一・五、九 代上
ハ廿九・三	チ書一〇・二五 代上	一七・一八
ハ廿九・三	チ書一〇・二五 書	一七・一八
ハ廿九・三	ヨ民四・五 書三・三	ナ申四・一〇
ハ廿九・三	ソ利二三・三四	ム詩七・六、七
ハ廿九・三	代上一五・二二、一	ウ民二七・一三 申
ハ廿九・三	ツ申一六・一六	ク出三二・六
ハ廿九・三	ツ申一六・一六	ヤ出三四・一五 士

二・一七 一三 一〇 詩 三九・三三
マ申三二・一五 士 ケ士二・一〇
ニ・一三・一〇・六 フ代下一四・二
一四 一七、六四・七 結 テ士六・一三
コ申三二・一〇 詩 三九・三三
一〇四・二九 雅八・エ尼九・三一
一七、六四・七 結 テ士六・一三
ア民一四・四二
サ申三一・一七
キ申三一・二六

二・一七 一三 一〇 詩 三九・三三
マ申三二・一五 尼九 メ申三一・一六
ニ・五・二六 何一三 ミ申三一・一七
シ何五・三、一三・五 ヒ申三一・一四
ユ申三二・一五 尼九 メ申三一・一六
ニ・五・二六 何一三 ミ申三一・一七
シ何五・三、一三・五 ヒ申三一・一四
六

行はん 一三 また彼らの子等のこれを知ざる者も之を聞いて汝らの神エホバを畏ることを學ばん汝らそのヨルダン
を濟りゆきて獲ところの地に存ふる日の間つねに斯すべし

一四 エホバまたモーセに言たまひけるは視よ汝の死る日近しヨシュアを召てともに集會の幕屋に立て我かれに命するところあらんとモーセとヨシュアすなはち往て集會の幕屋に立けるに 一五 エホバ幕屋において雲の柱の中に現はれたまへりその雲の柱は幕屋の門口の上に駐まり 一六 エホバ、モーセに言たまひけるは汝は先祖たちとともに寝らん此民は起あがりその往ところの他國の神々を慕ひて之と姦淫を行ひかつ我を棄て我が彼らとむすびし契約を破らん 一七 その日には我かれらにむかひて怒を發し彼らを棄て吾面をかれらに隠すべければ彼らは呑ほろぼされ許多の災害と艱難かれらに臨まん是をもてその日に彼ら言ん是等の災禍の我らにのぞむは我らの神エホバわれらとともに在さぐるによるならずやと 一八 然るも彼ら諸の惡をおこなひて他の神々に歸するによりて我その日にはかならず吾面をかれらに隠さん 一九 然ば汝ら今この歌を書きイスラエルの子孫にむかひて我の證とならしめよ 二〇 我かれらの先祖たちに誓ひし乳と蜜の念ぜしめ此歌をしてイスラエルの子孫にむかひて我の證とならしめよ 二一 我かれらの先祖たちに誓ひし乳と蜜の流るゝ地にかれらを導きいらんに彼らは食ひて飽き肥太るにおよばゞ翻へりて他の神々に歸してこれに事へ我を軽んじ吾契約を破らん 二二 而して多くの災禍と艱難彼らに臨むにいたる時はこの歌かれらに對ひて證をなす者とならん其はこの歌かれらの口にありて忘ることなかるべければなり我いまだわが誓ひし地に彼らを導きいらざるに彼らは早く已に思ひ量る所あり我これを知ると 二三 モーセすなはちその日にこの歌を書いてこれをイスラエルの子孫に教へたり 二四 エホバまたヌンの子ヨシュアに命じて曰たまはく汝はイスラエルの子孫を我が其に誓ひし

地に導きしるべきが故に心を強くしかつ勇め我なんぢとともに在べしつとある

モーセとの律法の言をことごとく書に書しるすことを終たる時 モーセ、エホバの契約の櫃を昇ところ
のレビ人に命じて言けるは この律法の書をとりて汝らの神エホバの契約の櫃の傍にこれを置き之をして汝に
むかひて證をなす者たらしめよ 我なんちの悖る事と頑梗なるとを知る見よ今日わが生存へて汝らとともにあ
る間すら汝らはエホバに悖れり況てわが死たる後ににおいてをや 汝らの諸支派の長老等および牧伯たちを吾許
に集めよ我これらの人々をかれらに語り聞せ天と地とを呼てかれらに證をなさしめん 我しる我が死たる後には
汝ら必らず惡き事を行ひ我が汝らに命ぜし道を離れん而して後の日に災害なんぢらに臨まん是なんぢらエホバの
惡と觀たまふ事をおこなひ汝らの手の行爲をもてエホバを怒らするによりてなり

三〇
かくてモーセ、イスラエルの全會衆にこの歌の言をことごとく語り聞せたり

一 天よ耳を傾むけよ我語らん地よ吾口の言を聽け
二 わが教は雨の降るがごとし吾言は露のおくが
三 三 我はエホバの御名を頌揚ん我
四 四 我はエホバは磐にましましてその御行爲は完くその道はみな正しました眞實ある神にま
五 五 彼らはエホバにむかひて惡き事をおこなふ者にてその子には
六 六 愚にして智慧なき民よ汝らがエホバに報ゆること
七 七 是のごとくなるかエホバは汝の父にして汝を贖ひまた汝を造り汝を建たまはずや
八 七 昔の日を憶え過にし世代の

ノ出一三・一四 詩 緯七八・七一
四四・一、七八・三、マ申ハ・五 邪ニ・何一一・三
四六 何一三・五 工申三三・二九 賽五
オ創一一・八 ケ申四・三六 六何二・二九
ク亞九・二 徒一七・フ詩一七・八 賽七・二
二六 何二・八 亞二・八
ヤ出一五・一六、一九 司出一九・四 申一・ア詩ハ一・二六、一四
五 母前一〇・一 三一 賽三一・五、七・一四
八 何一三・六 前一〇・二二 ハ賽一・二

八
年を念へよ汝の父に問べし彼汝に示さん汝の中の年老に問べし彼ら汝に語らん 至高者人の子を四方に散して
萬の民にその産業を分ちイスラエルの子孫の數に照して諸の民の境界を定めたまへり
九
してヤコブはその産業たり 一〇 エホバこれを荒野の地に見これに獸の吼る曠野に遇ひ環りかこみて之をいたはり
一〇
眼の珠のごとくにこれを護りたまへり 一一 鶲のその巢雛を喚起しその子の上に翹翔ごとくエホバその羽を展て彼ら
一一
を載せその翼をもてこれを負たまへり 一二 エホバは只獨にてかれを導きたまへり別神はこれとともにならざりき
一二
エホバかれに地の高處を乘とほらせ田園の產物を食はせ石の中より蜜を吸しめ磐の中より油を吸しめ 一四 うし
の乳 羊の乳 羔羊の脂 バシヤンより出る牡羊 牡山羊および小麥の最も佳き者をこれに食はせたまひき汝はまた
一五
葡萄の汁の紅き酒を飲り 一五 然るにエシユルンは肥て踢ことを爲す汝は肥太りて大きくなり已を造りし神を棄
一六
て己が救拯の磐を輕んず 一六 彼らは別神をもて之が嫉妬をおこし憎むべき者をもて之が震怒を惹く 一七 彼らが
犠牲をさゝぐる者は鬼にして神にあらず彼らが識ざりし鬼神近頃新に出たる者汝らの遠つ親の畏まさりし者なり
一八
汝を生し磐をば汝これを棄て汝を造りし神をば汝これを忘る 一九 エホバこれを見その男子女子を怒りてこれを
一九
棄たまふ 二〇 すなはち曰たまはく我わが面をかれらに隠さん我かれらの終を觀ん彼らはみな背き悖る類の者
二一
眞實あらざる子等なり 二一 彼らは神ならぬ者をもて我に嫉妬を起させ虚き者をもて我を怒らせたれば我も民なら
二二
ぬ者をもて彼らに嫉妬を起させ愚なる民をもて彼らを怒らせん 二二 即ちわが震怒によりて火燃いで深き陰府に燃

いたりまた地とその產物とを焼つくし山々の基もとをもやさん　我禍災わざはをかれらの上に積かさね吾矢わがをかれらにむ
 かひて射いつくさん　彼かれらは餓うゑて瘦やせおとろへ熱ねつの病患わらひと惡あしき疫えやによりて滅ほろびん我またかれらをして獸けものの齒はにからしめ地に罰はふ者の毒どくにあたらしめん　外そとには劍内つるぎうちには恐惶おそれありて少わかき男おとこをも少わかき女おんなをも幼兒さきなこをも白髮しらがの人ひとをも滅ほろさん　我われは曰いふ我彼等かれらを吹掃ふきぱらひ彼らの事をして世よの中に記憶おぼえらること無なからしめんと　然れども我われは敵人あだひとの怒いかりを恐おそる即ち敵人あだひとこれを見あやまりて言いはん我われらの手能てのくこれを爲なり是これはすべてエホバの爲なるにあらずと終きはりを思慮おもんばからんものを　彼かれらの誓ちかは我われらの誓ちかにしかず我われらの敵あだたる者ものども等しきみと然認しかみとめたり　彼かれらの葡萄ぶどうの樹きはソドムの葡萄ぶどうの樹きまたゴモラの野のより出でたる者ものその葡萄ぶどうは毒葡萄どくぶどうその球くきゅうは苦し　その葡萄酒ぶどうじゅは蛇へびの毒どくのごとく蝮むじしの惡あしき毒どくのことを得えん　是これは我われの許もとに蓄たくはへあり我われの庫くらに封ふうじこめ有あるにあらずや　彼かれらの足あしの蹕よろづかん時に我仇かへしをかへし應報じきうをなさんその災禍わざはの日は近く其そがために備そなへられたる事は迅速すみやかにいたる　エホバつひにその民みんを鞠くまきまたその僕ぼくに憐憫あはれをくはへたまはん其そは彼らの力ちからのすでに去きうせて繫つながれたる者ものも繫つながれざる者ものもあらずなれるを見たまへばなり　エホバ言いひたまはん彼らの神かみ々うは何處いかにをるや彼らが頼たのめる誓ちかは何處いかぞや　即ちその犠牲いけにへの膏油あぶらを食くひその灌祭わんさいの酒のみを飲のたる者は何處いかにして起たちて汝なんぢらを助けしめ汝なんぢらを護まもしめよ　汝なんぢら今觀いきみよ我われこそは彼かれなり我われの外ほかには神かみなし殺ころすこと活いかすこと愈いよいよすことは凡まことにて我われ是これを爲なす我手てより救すくひ出すことを得いたる者あ

五二八・二二
ク母前二・六 王下五
七 伯五・一八 詩
六八・二〇 何六・一

セ創二四・二三 出六・一四・三〇
八 民一四・三〇 マ賽二七・一、三四
九 邪四六・一〇
五、六六・一六
コ羅一五・一〇
結二・九、一〇、一九・二
エ獸六・一〇、一九・二
一八・五 盆三・二
申三四・一

テ申三三・四
二二・四・二二 罗一民二〇・二五・二八、エ羅二七・二二 申
一〇・五
三三・三八
キ民二七・二二・二三
ミ民二〇・一一一
三四・四

四〇
四一
四二
四三
四四
四五
四六
四七
四八
四九
五〇
五一
五二

四〇 らす 我天にむかひて手をあげて言ふ我は永遠に活く 四一 我わが閃爍く刃を磨き審判をわが手に握る時はかな
四二 らす仇をわが敵にかへし我を惡む者に返報をなさん 四二 我わが箭をして血に醉しめ吾劍をして肉を食しめん即ち
殺るゝ者と撫らるゝ者の血を之に飲せ敵の髪おほき首の肉をこれに食はせん 四三 國々の民よ汝らエホバの民のため
めに歡悦をなせ其はエホバその僕の血のために返報をなしその敵に仇をかへしその地とその民の汚穢をのぞきた
まへばなり

四四 モーセ、ヌンの子ヨシユアとともに到りてこの歌の言をことごとく民に誦きさせたり 四五 モーセこの言語
をことごとくイスラエルの一切の人にはりて 四六 これに言けるは我が今日なんぢらに對ひて證するこの一切
の言語を汝ら心に藏め汝らの子等にこの律法の一切の言語を守りおこなふことを命ずべし 四七 抑この言は汝ら
には虚しき言にあらず是は汝らの生命なりこの言によりて汝らはそのヨルダンを渡りゆきて獲ところの地にて
汝らの生命を永うすることを得るなり

四八 この日にエホバ、モーセに告て言たまはく 四九 汝エリコに對するモアブの地のアバリム山に登りてネボ山
五〇 にいたり我がイスラエルの子孫にあたへて産業となさしむるカナンの地を觀わたせよ 五〇 汝はその登れる山に死
て汝の民に列ならん是汝の兄弟アロンがホル山に死てその民に列りしことなるべし 五一 是は汝らチンの曠野な
るカデシのメリバの水の邊においてイスラエルの子孫の中間にて我に悖りイスラエルの子孫の中に我の聖きこと
を顯さざりしが故なり 五二 然ども汝は我がイスラエルの子孫に與ふる地を汝の前に觀わたすことを得ん但しその

地には汝いることを得じ

ニ

第三三章

神の人モーセその死る前にイスラエルの子孫を祝せりその祝せし言は是のごとし云くエホバ、

シナイより來りセイルより彼らにむかひて昇りバランの山より光明を發ちて出で千萬の聖者の中間

よりして格りたまへりその右の手には輝やける火ありき

エホバは民を愛したまふ其聖者は皆その手にあり皆

その足下に坐りその言によりて起あがる

モーセわれらに律法を命ぜり是はヤコブの會衆の產業たり

民の首領等イスラエルの諸の支派あひ集れる時に彼はエシユルンの中に王たりき

ルベンは生ん死はせじ然どその人數は寡少ならん

ユダにつきては斯いふエホバよユダの聲を聽きこれをその民に引かへしたまへ彼はその手

をもて己のために戰はん願くは汝これを助けてその敵にあたらしめたまへ

ルベンは生ん死はせじ然どその母につきて言り我はこれを見ずと又彼は自己の兄弟を認ずまた自己の子等を顧みざりき是はなんちの言に遵

とウリムは汝の聖人に歸す汝かつてマツサにて彼を試みメリバの水の邊にてかれと争へり

彼はその父またはその母につきて言り我はこれを見ずと又彼は自己の兄弟を認ずまた自己の子等を顧みざりき是はなんちの言に遵

がひ汝の契約を守りてなり

彼らは汝の式例をヤコブに教へ汝の律法をイスラエルに教へ又香を汝の鼻の前に

そなへ燔祭を汝の壇の上にさゝぐ

エホバよ彼の所有を祝し彼が手の作爲を悦こびて納れたまへ又起てこれに逆らふ者とこれを惡む者との腰を擢きて復起あがることあたはさらしめたまへ

ペニヤミンについては言ふエホバの愛する者安然にエホバとともにあり日々にその庇護をかうむりてその肩の間に居ん

ヨセフについては言ふエホバの祝福をかうむらんことを即ち天の寶物なる露淵の底なる水

日によりて産する寶物

イ詩九〇・
ロ創四九・二八
ハ出一九・二八・二〇
士五・四・五 哈三・
三
二詩六八・一七 但七・
何一一・一 馬一二
カ詩一四六・五

一〇 徒七・五三 加ヘ申七・六 母創二・九 ヌ詩一一九・一一 ヨ出二八・三

二四

三・一九 來二・二 詩五〇・五

ル申三二・二五

タ出一七・七 民二〇・ソ出三二・二六・二八

二四 馬二・七

四三・二七

默五・一・一・九・一六

ト路一〇・三九 徒

ヲ創三六・三一・士九

二二・三

二一・七・六

一六 諸ヘ一・七

五六

ナ出三〇・七・八

二〇・三 結二〇・

詩

二六

代上

ネ利一〇・一 申一

二八

四〇・四一・四三

二七

七・九一・一・二四

ラ利一九・一三・一七

二七

ウ創四九・二五
井創二七・二八

三〇・三五
マ代上五・一

四四・五
コ創四八・一九

一二・八
キ民三二・一六、一七
エ創四九・一三一一五

シ書一九・三二
ユ書四・一二

ハ六・八耶一〇・六
ニ民二三・九耶二三

チ母後七・二三
リ詩一一五・九十一

ノ創四九・二六
オ哈三・六

ケ民二三・三三
ク出三・二、四徒七、フ王上二二・二一詩

テ賽二・三
ア詩四・五

メ書一九・四七
モ申八・九

ハ八・二七
セ申三二・一五

哈三・八
ヘ創二七・二八

申
詩九〇・一
ス出一五・二一詩

詩一八・四四、六六
ヌ母後二二・四五
詩一八・一
三、八一・二五

一五
月によりて生ずる寶物たからもの 一五
古山の巔の寶物たからもの 一六
地の寶物たからもの 一六
地の中の產物うぶつ 一七
および柴しば の中に居たま

一七
ひし者の恩惠などヨセフの首に臨みその兄弟と別になりたる者の頂いたに降らん 一七
彼の牛の首出はその身に榮光

一八
ありてその角は兜の角のごとく之のうしをもて國々の民を衝たふして直に地の四方の極にまで至る是はエフライムの萬

一九
萬是はマナセの千々なり 一九
ゼブルンにては言ふゼブルンよ汝は外に出て快樂を得よイツサカルよ汝は家に

二〇
居て快樂を得よ 一九
彼らは國々の民を山に招き其處にて義の犠牲を獻げん又海の中に盈る物を得て食ひ沙の中に

二一
藏れたる物を得て食はん 二〇
ガドについては言ふガドをして大ならしむる者は讀べき哉ガドは獅子のごとくに伏

二二
し腕と首の頂とを搔裂ん 二一
彼は初穂の地を自己のために選べり其處には大將の分もこもれり彼は民の首領等と

二三
ともに至りイスラエルとともにエホバの公義と審判とをおこなへり 二二
ダランについては言ふダランは小獅子のごと

二四
くバシヤンより跳り出づ 二三
ナフタリについては言ふナフタリよ汝は大に福祉をかうむりエホバの恩惠にうるぼ

二五
ふて西と南の部を獲ん 二四
アセルについては言ふアセルは他の子等よりも幸福なりまた其兄弟等にこえて恵まれ

二六
その足を膏あしらの中に浸さん 二五
汝の門門は鐵くろがね のごとく銅くろがね のごとし汝の能力は汝が日々に需むるところに循はん

二七
エシユルンよ全能の神のごとき者は外に無し是は天に乘て汝を助け雲に駕てその威光おどろき をあらはしたまふ

二八
永久に在す神は住所なり下には永遠の腕あり敵人あだひと を汝の前より驅はらひて言たまふ滅ぼせよと 二六
イスラエル

二九
ルは安然に住をりヤコブの泉は穀と酒との多き地に獨り在らんその天はまた露をこれに降すべし 二九
イスラエル

三十
よ汝は幸福なり誰か汝のごとくエホバに救はれし民たらんエホバは汝を護る楯たて 汝の榮光の劍なり汝の敵は汝に

詣ひ服せん汝はかれらの高處を踐ん

第三四章

斯てモーセ、モアブの平野よりネボ山にのぼりエリコに對するピスガの巔にいたりければエホバ之にギレアデの全地をダムまで見し
ニ三四三
ナフタリの全部エフライムとマナセの地およびユダの全地を西の海まで見し
ミ五
南の地と棕櫚の邑なるエリコの谷の原をゾアルまで見したまへり
四
而してエホバかれに言たまひけるは我がアブラハム、イサク、ヤコブにむかひ之を汝の子孫にあたへんと言て誓ひたりし地は是なり
五五
我なんちをして之を汝の目に觀ることを得せしむ然ど汝は彼處に濟りゆくことを得すと
六
斯の如くエホバの僕モーセはエホバの言の如くモアブの地に死り
六
エホバ、ベテペオルに對するモアブの地の谷にこれを葬り給へ
七
り今日までその墓を知る人なし
モーセはその死たる時百二十歳なりしがその目は瞼ますその氣力は衰へざり
八
き
イスラエルの子孫モアブの地において三十日のあひだモーセのために哭泣をなしけるがモーセのために哭
き哀しむ日つひに満り
九
ヌンの子ヨシュアは心に智慧の充る者なりモーセその手をこれが上に按たるによりて然るなりイスラエルの子孫は之に聽したがひエホバのモーセに命じたまひし如くおこなへり
一〇
イスラエルの中にはこの後モーセのごとき預言者おこらざりきモーセはエホバが面を對せて知たまへる者なりき
一一
即ちエホバ、エジプトの地においてかれをパロとその臣下とその全地につかはして諸々の徵證と奇蹟を行はせたまへり
一二
またイスラエルの一切の人の目の前にモーセその大なる能力をあらはし大なる畏るべき事を行へり

申命記をはり

イ申三二・一三	二創一四・一四	ル申三一・二	一ワ創五〇・三、一〇民
口民二七・一三、三三	赤申一・二四	二〇・二九	タ申一八・一五、二八
三四七申三二・四九	ヘ士一・二六、三・二三	レ出三三・一	ソ申四・三四、七・一九
ハ申三・二七	代下二八・二五	一二・六、八	民二七・一八、二三
	チ申三・二七、三二・ヌ猶九	申五	五